

府議案件 No. 2

平成29年11月21日

所管 市民人権局 男女共同参画推進担当
子ども青少年局 子ども青少年育成部

件名	「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(DV防止基本計画)」(案)の策定について
経過・現状	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月 「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(平成25年度～平成29年度)策定 ・平成28年10月 堺市男女平等推進審議会に諮問 (以降3回審議会開催) ・平成28年11月 堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査実施 ・平成29年9月 堺市男女共同参画推進庁内委員会・幹事会開催 <p>【本市におけるDVの現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の約4割がDVの被害経験があり、男女とも精神的DVを最も多く受けている ・DV被害を相談しているのは女性の約3割、男性は1割に満たない ・被害者の子どものすべてがDVを目撃あるいは認知している ・女性相談におけるDV相談は増加傾向にあり、全相談の約半数を占めている <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神的暴力や社会的暴力を含むDVについての正しい知識と理解の促進 ・早期相談を促す啓発と相談窓口のさらなる周知 ・若年層向けの教育・予防啓発の強化 ・DV被害者家庭の子どもへの心のケアの充実
政策課題	<p>【計画期間】 平成30年度～平成34年度(5年間)</p> <p>【第2次DV防止基本計画における主な新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層が集まる場所やアクセスしやすいツール等の活用によるデータDV予防啓発の実施 ・PTA等の保護者対象のDV・データDVについての知識と理解を深めるための講座開催 ・医療機関等に啓発チラシやリーフレット等を配架し、相談窓口の情報提供を行う ・保育従事者へのDV及び子ども虐待についての研修の実施 ・性暴力救援センター・大阪(SACHI CO)の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおける女性職員による24時間性暴力被害者の診療受付 ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成による相談体制の充実 ・性暴力被害者への心理カウンセリングの実施 ・DV被害者家庭の子どもへの心理ケア事業の検討 <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月13日～平成30年1月12日 パブリックコメントの実施 ・平成30年3月 策定・公表
対応方針	
今後の取組 (案)	
効果の想定	市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会が実現する。
関係局との 政策連携	全局

「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」（案）概要

資料

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題である。

本市では、平成25年度に「堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」を策定し、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきた。

この計画期間が平成29年度で満了となることから、DVの根絶と被害者の自立支援に向け、さらに取組を進めるため、新たに第2次DV防止基本計画を策定するものである。

計画期間

2018年度(平成30年度)から2022年度(平成34年度)までの5年間

計画の目標

「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」

市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その根底にはジェンダーに基づく差別意識が大きく関わっているということを理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会の実現をめざす。

第1次DV防止基本計画の数値目標に対する進捗状況

項目	計画策定時 (平成22年度 ^{☆1})	目標 (平成29年度)	直近値 (平成28年度 ^{☆2})
① 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合	—	100%に近づける	「平手で打つ」83.1% 「なぐるふりをしておどす」71.4%
② DV・セクハラ被害経験者が「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」とする市民の割合	DV・セクハラ被害※ 33.9%	半減させる	DV被害 34.2%
③ 「堺市配偶者暴力相談支援センター」の周知度 (平成24年7月開設)	—	70%以上	22.4%
④ 「配偶者暴力防止法」の認知度	全体 50.6% 女性 53.4% 男性 52.0%	100%に近づける	全体 87.4% 女性 88.0% 男性 87.0%

☆1「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

☆2「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査報告書」(平成28年度)

※「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)の設問では、DV被害とセクハラ被害をまとめて尋ねている。

本市におけるDVの現状

- 女性の38.2%、男性の30.3%が配偶者・パートナーからの暴力(DV)被害経験がある。
- DV被害経験者が受けた暴力の種類では、男女とも精神的暴力が最も多く、次いで身体的暴力となっている。
- 女性の16.6%、男性の12.8%が交際相手からの暴力(デートDV)被害経験がある。
- 「何を言っても長期間無視し続ける」や「他の異性との会話を許さない」などの精神的あるいは社会的暴力を暴力と認識する人の割合が低い。
- DV被害を受けたことについて、どこ(だれ)かに相談した人の割合は、女性では31.8%だが、男性では8.4%と1割に満たない。
- DV被害者の子どものすべてがDVを目撃あるいは認知している。
- 女性相談における夫等の暴力に関する相談は増加傾向にあり、全相談の約半数を占めている。

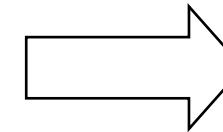
- ① 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合は、7割から8割と高い数値となっている。
- ② DV被害経験者が「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」とする市民の割合は減少していない。
- ③ 「堺市配偶者暴力相談支援センター」の周知度は22.4%にとどまっている。
- ④ 「配偶者暴力防止法」の認知度は9割近くまで高まった。

- 堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査(平成28年度)
●堺市子ども家庭課調べ

第2次DV防止基本計画における主な新たな取組

課題

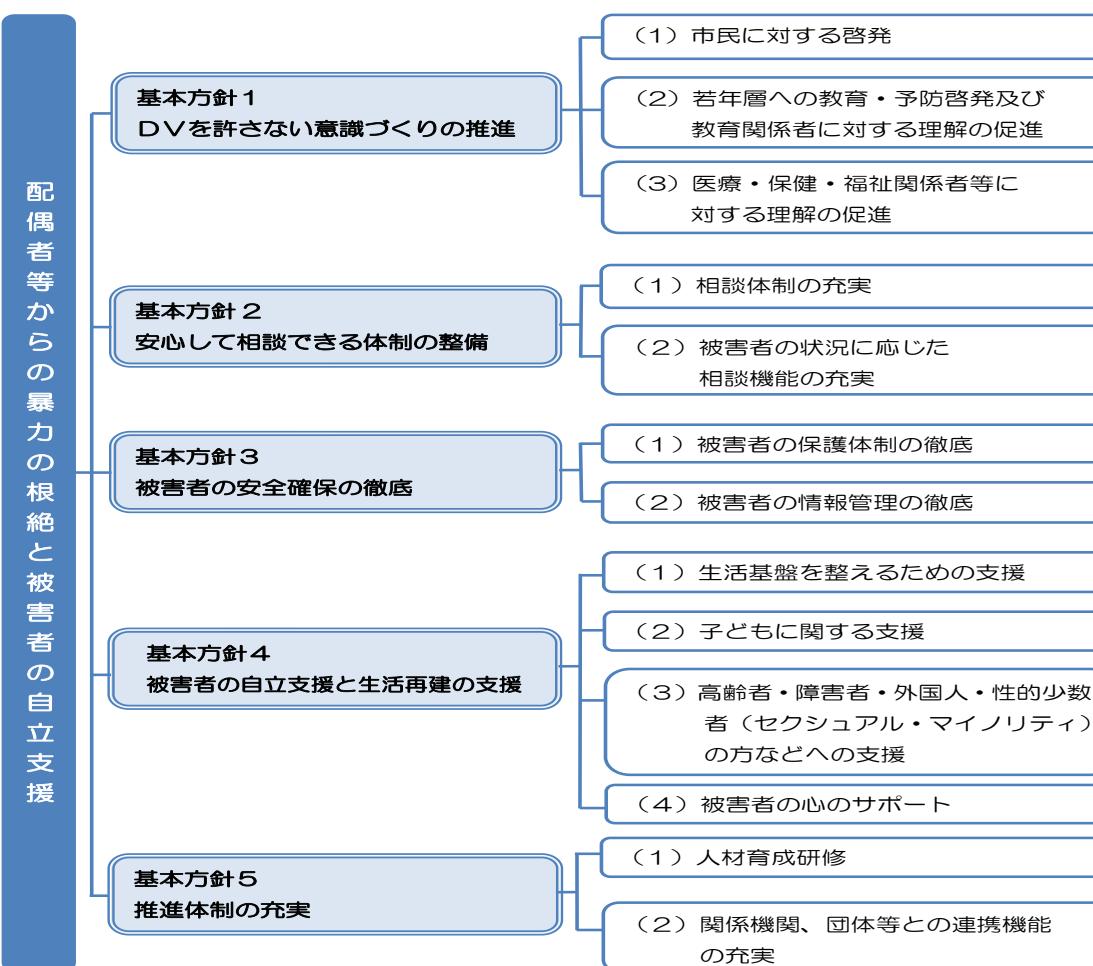
- ▶ 精神的暴力や社会的暴力を含むDVについての正しい知識と理解の促進
- ▶ 早期相談を促す啓発と相談窓口のさらなる周知
- ▶ 若年層向けの教育・予防啓発の強化
- ▶ DV被害者家庭の子どもへの心のケアの充実



- ・若年層が集まる場所・機会や、アクセスしやすいツール等の活用によるデートDV予防啓発の実施
- ・PTA等の保護者を対象としたDV・デートDVについての知識と理解を深めるための講座の開催
- ・医療機関等に啓発チラシやリーフレット等を配架し、相談窓口の情報提供を行う
- ・保育従事者へのDV及び子ども虐待についての研修の実施
- ・性暴力救援センター・大阪(SACHICO)の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおける女性職員による24時間性暴力被害者の診療受付
- ・性暴力被害者支援看護職(SANE)の養成による相談体制の充実
- ・性暴力被害者への心理カウンセリングの実施
- ・DV被害者家庭の子どもへの心理ケア事業の検討

施策体系

《第1次計画の基本方針は維持しつつ、市民意識・実態調査等からみえてきた課題等をふまえ、各施策の充実・強化を基本とする》



第2次DV防止基本計画の数値目標

項目	直近値 (平成28年度)	目標 (平成34年度)
新規 夫婦間における「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合	「何を言っても長期間無視し続ける」59.7% 「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」60.9%	100%に近づける
新規 結婚していない交際中の男女間等で行われる暴力行為である「デートDV」という言葉の存在を知っている市民の割合	42.2%	100%に近づける
継続 DV被害経験者が「どこ(だれ)にも相談しなかった」とする市民の割合	34.2%	半減させる
継続 「堺市配偶者暴力相談支援センター」の周知度	22.4%	70%以上

(案)

**第2次 堺市 配偶者等からの暴力の
防止及び被害者の保護等に関する
基本計画（DV防止基本計画）**

堺市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 定義	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の目標	4
5 施策の基本的方向	4
6 計画の期間	4
7 推進体制	5
8 府と市の役割分担と連携	5

第2章 DVの現状

1 DV被害の状況	8
2 相談の状況	14
3 保護命令等の状況	19
4 自立に向けた支援	21
5 DVをなくすために	24

第3章 第1次計画の取組と課題

1 第1次計画の基本目標	28
2 数値目標に対する進捗状況	28
3 基本目標ごとの取組概要と課題	30

第4章 施策の基本的方向

1 計画の施策体系図	36
2 施策の基本的方向	
基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進	37
(1) 市民に対する啓発	38
(2) 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進	39
(3) 医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進	40
基本方針2 安心して相談できる体制の整備	41
(1) 相談体制の充実	42
(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実	43

基本方針 3 被害者の安全確保の徹底	45
(1) 被害者の保護体制の徹底	46
(2) 被害者の情報管理の徹底	47
基本方針 4 被害者の自立支援と生活再建の支援	49
(1) 生活基盤を整えるための支援	50
(2) 子どもに関する支援	52
(3) 高齢者・障害者・外国人・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ) の方などへの支援	54
(4) 被害者の心のサポート	55
基本方針 5 推進体制の充実	56
(1) 人材育成研修	57
(2) 関係機関、団体等との連携機能の充実	58
3 堺市被害者支援フローチャート	59
4 堺市配偶者暴力相談支援センター等の機能	60
5 数値目標	61

参考資料

堺市男女平等推進審議会審議経過	64
堺市男女平等推進審議会委員名簿	65
パブリックコメントの結果について	未
用語解説	67
条例・規則・法律・方針	73

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向があります。このため、周囲も気づかぬうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者間だけでなく、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも許されない行為です。特に若年層では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な広がり等により、被害の形態も多様化・深刻化しています。

DV被害者は、多くの場合女性です。この背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があると言われており、男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍する男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題です。

女性に対する暴力に関する取組は、世界的には、国際連合（以下、「国連」という。）を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取りあげられてきました。1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議において、女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃することが明記された「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。2011年（平成23年）には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」が発足し、「女性と女児に対する暴力の根絶」を5つの優先課題領域の1つとして取り組んでいます。さらに国連は2015年（平成27年）9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、目標の5つめには「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と示されました。さらにターゲット5.2では「人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」と位置づけられています。

我が国においては、2001年（平成13年）4月にDVの防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」を制定し、2004年（平成16年）6月の改正では、「配偶者からの暴力」の定義を「身体に対する暴力」のほか「精神的暴力・性的暴力」も含めたものにするなど、DV防止及び被害者の保護について、一層の推進を図ることになりました。2007年（平成19年）7月の改正では、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務など、地域社会に根差した支援のため、市町村の果たす役割が重視されることになりました。さらに、2013年（平成25年）7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法を準用することとさ

れ、法律の名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

また、関連法令の整備も進められており、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上でのつきまとい行為の規制対象への追加や罰則の強化を盛り込んだ改正ストーカー規制法が2016年（平成28年）12月に成立しました。さらに、2017年（平成29年）7月には性犯罪の厳罰化を柱とする改正刑法が施行されました。強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更、女性のみを被害者としてきた性別規定を撤廃し、法定刑の下限を引き上げたほか、被害者の告訴なしでの起訴も可能となりました。また親などの監護者が影響力に乗じて18歳未満の子どもに性的な行為をした場合は暴行や脅迫がなくても罪に問える「監護者性交等罪」や「監護者わいせつ罪」を新設しました。

本市では、平成14年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、第3条の「基本理念」で「個人の人権の尊重」、第8条の「性別による権利侵害の禁止」の中で、「個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない」と規定しています。2012年（平成24年）3月策定の「第4期さかい男女共同参画プラン」においても、女性に対する暴力をなくすための取組を主要な課題の一つと位置づけるとともに、2013年（平成25年）3月には、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定、DVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきました。

さらに、2014年（平成26年）3月には、安全な都市空間の形成を目的とし、公的空間における女性と女児に対する性暴力やセクシュアル・ハラスメントを防止・減少させる有効な対策を構築し、世界各都市に防犯モデルを提供するUN Womenの取組に、国内で初めて正式参加し、「堺セーフシティ・プログラム」として、行政のみならず、地域住民、企業や関係団体等とともに、女性や子どもに対する暴力のない安全安心なまちづくりに取り組んでいます。

このように本市では、配偶者等の親密な関係にある相手からの暴力だけでなく、公的空間における暴力など、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざして着実に取組を進めてきましたが、今なお、取り組むべき課題が多くあります。DV防止対策にあたっては、被害者だけでなく、暴力が行われている家庭の子どもに及ぼす影響も見逃すことはできません。子どもを含めた被害者が、安心で平穏な生活を送ることができるよう、関係機関等の緊密な連携による支援が重要です。また、被害者も加害者も生み出さない社会の形成のためには、若年層への予防啓発の強化も重要です。本計画は、これらの取組を一層進め、DVの根絶と被害者の自立支援に向け、新たな「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」として策定するものです。

2 定義

本計画では、「配偶者暴力防止法」に規定する配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元生活の本拠を共にする交際相手も含む）からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）も対象として含めます。

3 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づき堺市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、条例第10条の規定に基づく「第4期さかい男女共同参画プラン」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

また、堺のまちづくりの指針である「堺市マスタープラン」を上位計画としています。

4 計画の目標

「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を計画の目標とし、市民一人ひとりが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その根底にはジェンダーに基づく差別意識が大きく関わっているということを理解し、暴力による支配関係のない男女平等社会の実現をめざします。

5 施策の基本的方向

- 基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進
- 基本方針2 安心して相談できる体制の整備
- 基本方針3 被害者の安全確保の徹底
- 基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本方針5 推進体制の充実

6 計画の期間

この計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5年間とします。

ただし、「配偶者暴力防止法」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合等には、必要に応じ見直しを行います。

7 推進体制

計画の達成度を把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的・総合的に計画を推進するため、数値目標を設定するとともに、条例に基づき堺市男女共同参画推進庁内委員会等において施策の進捗状況等を毎年取りまとめ、堺市男女平等推進審議会に報告し、市民に公表します。

また、「堺市DV対策連絡会議」等により府外関係機関との連携も進めます。

8 府と市の役割分担と連携

国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の中で、都道府県に対しては、被害者支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等を、市町村に対しては、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等を基本的な役割として期待しています。

これを受け、大阪府では、専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行うことにより、市町村における被害者支援の取組が円滑に進むよう支援しています。また、婦人相談所である大阪府女性相談センターでは、一時保護を適切に実施し、相談から自立支援までを一貫して対応するとともに、府配偶者暴力相談支援センターの中核機関として、自立支援に取り組む市町村を支援しています。

本市では、被害者の立場に立った、きめ細かで迅速な支援を行うため、「堺市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、各区女性相談員及び関係機関・団体等と連携して、被害者支援を推進しています。

コラム① 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



第 2 章

D V の現状

1 DV 被害の状況

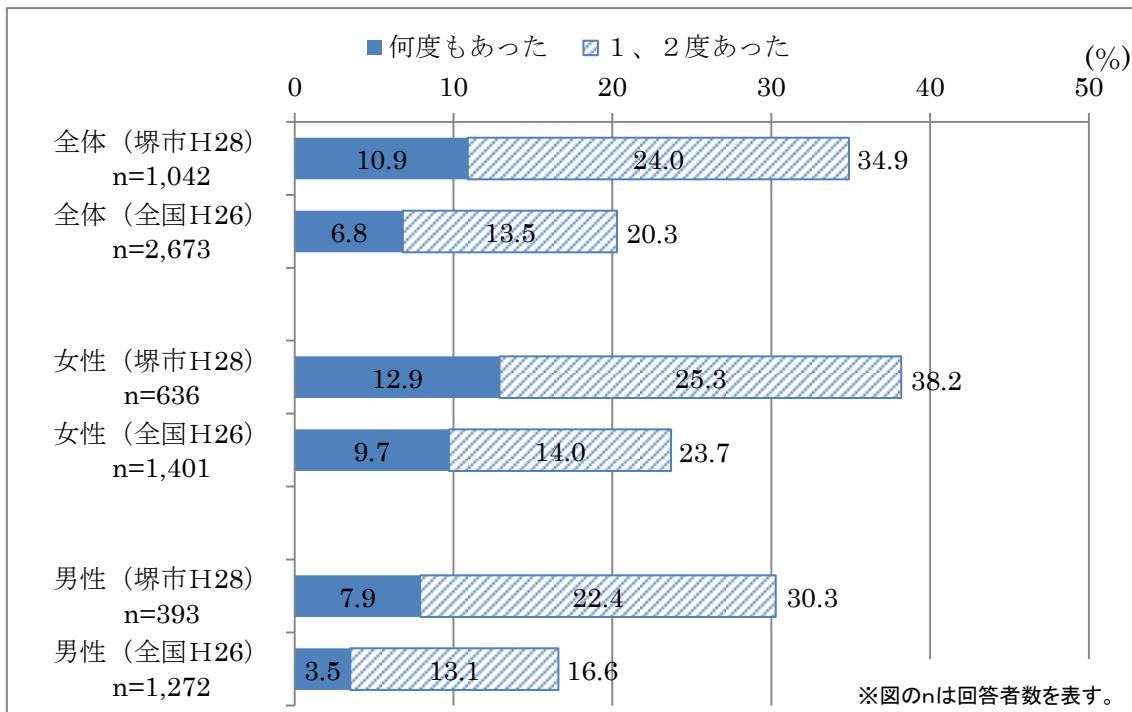
堺市では、2016 年度（平成 28 年度）に「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」として、「アンケート調査」及び「被害者面接調査」の 2 種類を実施しました。これらの調査結果等から見える現状の一部を報告します。

(1) DV 被害経験

① DV 被害経験の状況

「アンケート調査」によると、配偶者・パートナーからの暴力の被害について「何度もあった」「1、2 度あった」と答えた人の割合は、女性が 38.2%、男性が 30.3% となっています。2014 年度（平成 26 年度）に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（以下、「全国調査」という。）と比べると、被害経験は男女共に全国調査を上回っています。 [図 1]

図1 配偶者・パートナーから受けた DV 被害経験（全国・堺市）



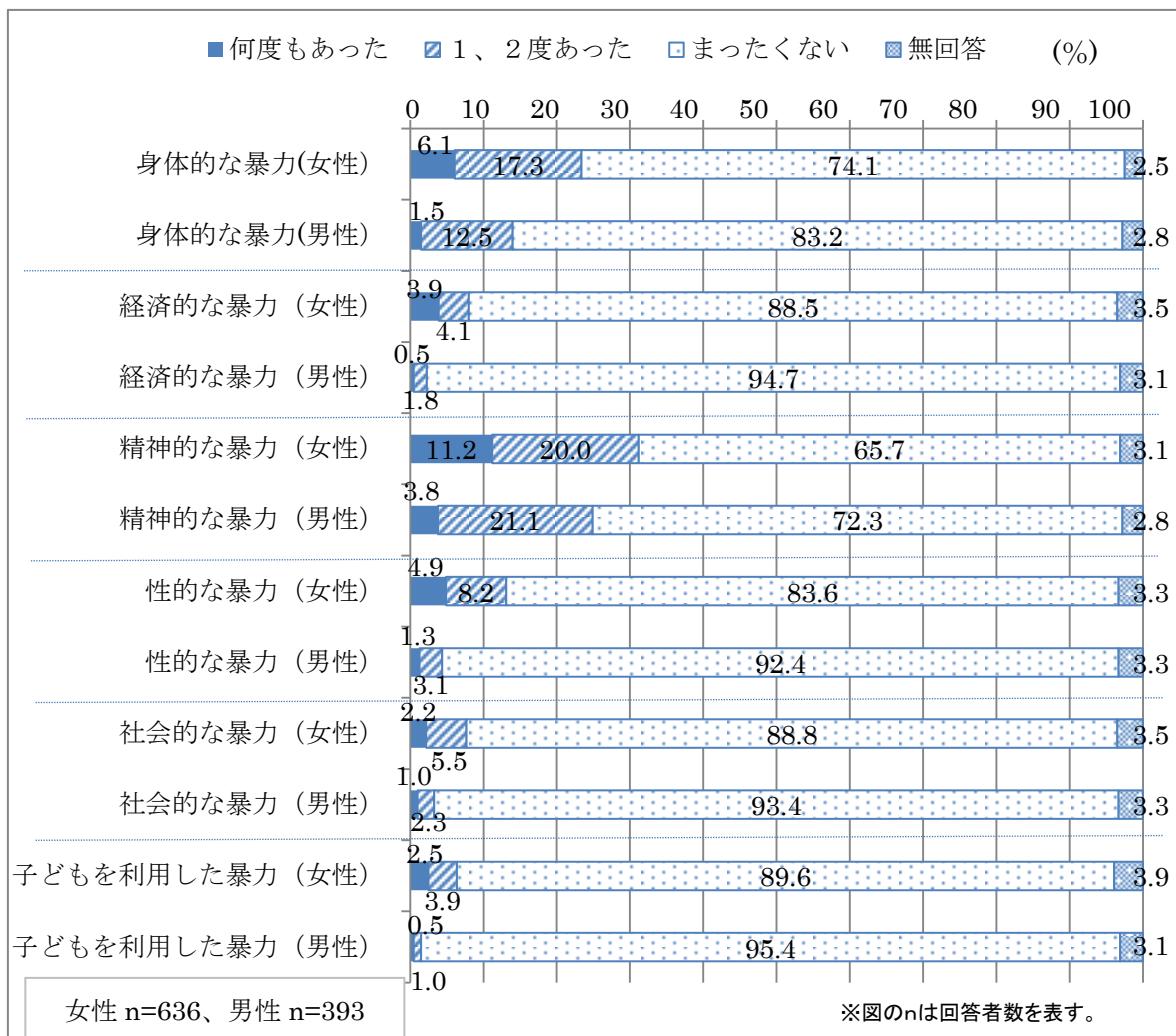
資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成 28 年度)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度)

②DV被害経験の種類

また、暴力の種類別の経験では、男女ともに、精神的な暴力が最も多く、次いで身体的暴力となっています。また、身体的暴力、経済的暴力、精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力のいずれの行為も、女性の被害経験が男性を上回っています。[図2]

図2 配偶者・パートナーから受けた種類別のDV被害経験(堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

コラム② 【DVの種類】 DVは身体的暴力だけではありません！

身体的暴力：平手で叩く、足でける、突き飛ばす、骨折させるなど

経済的暴力：生活に必要なお金を渡さない、お金の使い方を細かくチェックするなど

精神的暴力：無視する、人格を否定するようなことを言う、大声でどなるなど

性的暴力：嫌がっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる、避妊に協力しないなど

社会的暴力：携帯電話の番号やメールを勝手にチェックする、外出や行動を制限・監視するなど

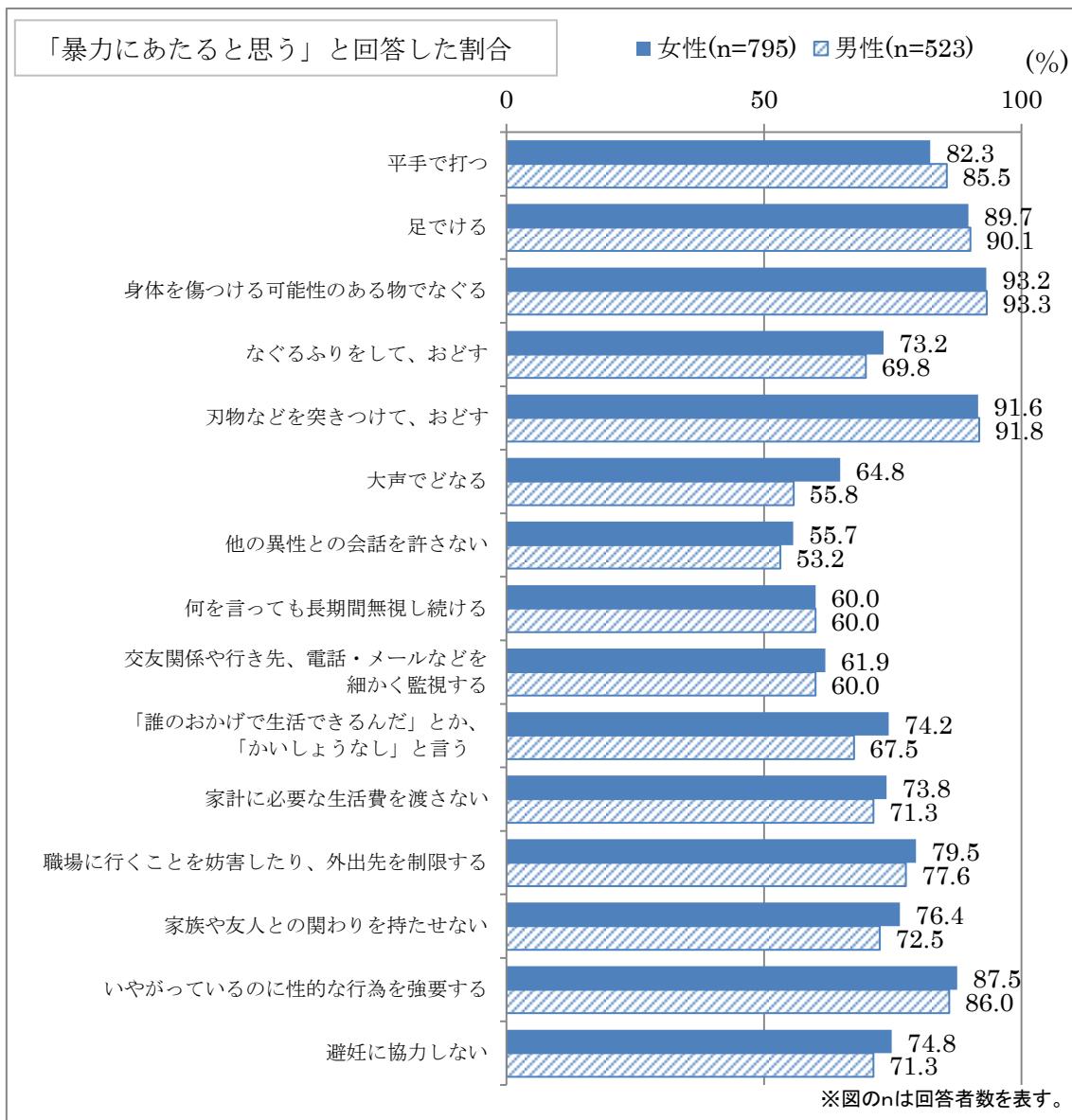
子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、子どもに危害を加えると言って脅すなど

③DVに対する認識

「アンケート調査」によると、夫婦の間で行われる暴力行為について「暴力にあたると思う」と考える人が高い項目は男女とも「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」、「足でける」等の身体的暴力であり、約9割を占めています。

一方で、「他の異性との会話を許さない」、「何を言っても長期間無視し続ける」等の社会的あるいは精神的暴力を「暴力にあたると思う」と考える人の割合は、約5~6割と他の項目に比べて低くなっています。[図3]

図3 暴力に対する認識(堺市)



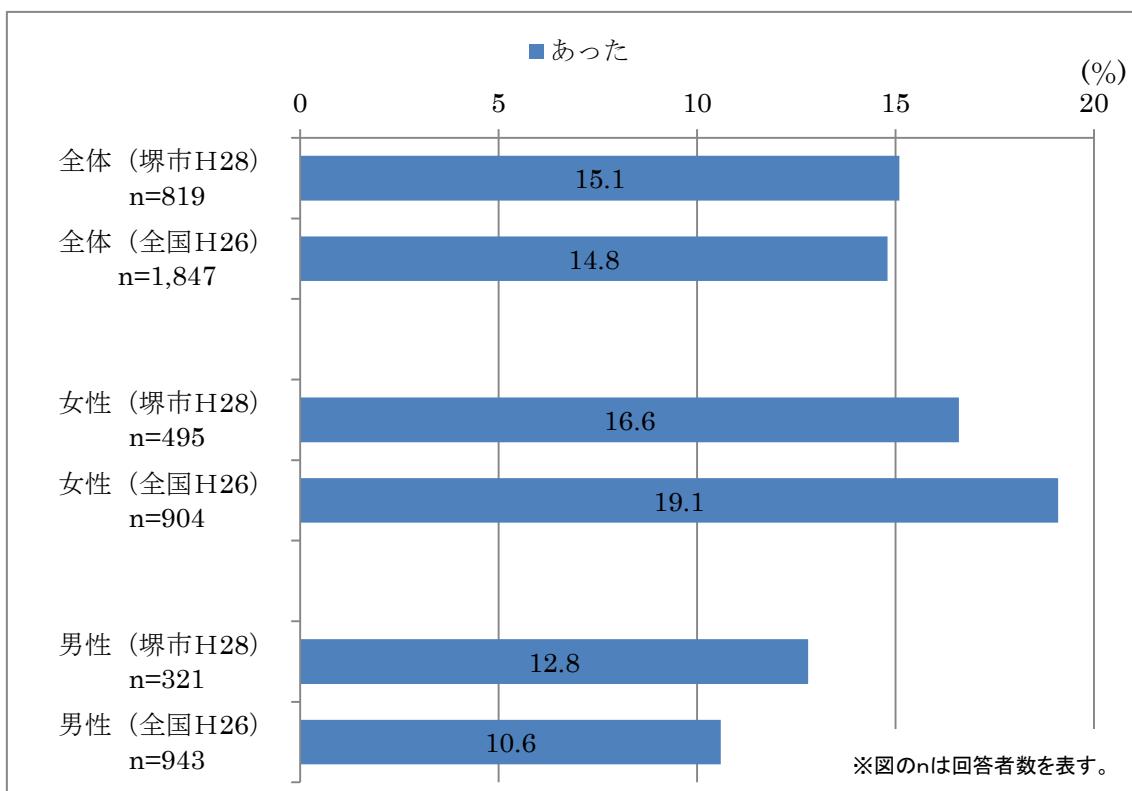
資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

(2) デートDV被害経験

① デートDV被害経験の状況

「アンケート調査」によると、交際相手からの暴力の被害について「あった」と答えた人の割合は、女性が 16.6%、男性が 12.8%となっています。「全国調査」と比べると、女性の割合は全国よりも低く、男性の割合が高くなっています。 [図 4]

図4 交際相手からのDV(デートDV)被害経験(全国・堺市)



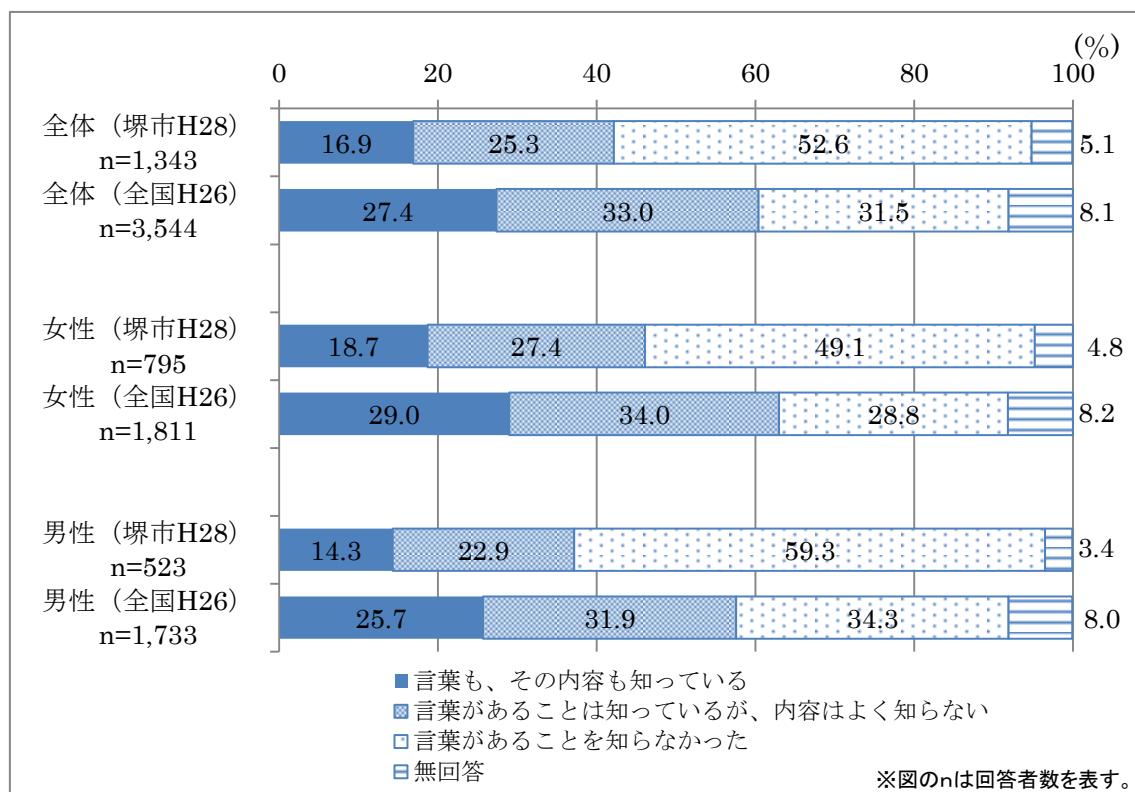
資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成 28 年度)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度)

②デートDVに対する認識

「アンケート調査」によると、結婚していない交際中の男女間等で行われる暴力行為であるデートDVについて、「言葉も、その内容も知っている」(16.9%)と「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」(25.3%)と回答した人の割合は42.2%で、少なくとも言葉の存在を知っている人の割合は約4割となっており、「全国調査」と比べると、デートDVについて知っている人の割合は、男女ともに低くなっています。[図5]

図5 デートDVに対する認識(全国・堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成 28 年度)

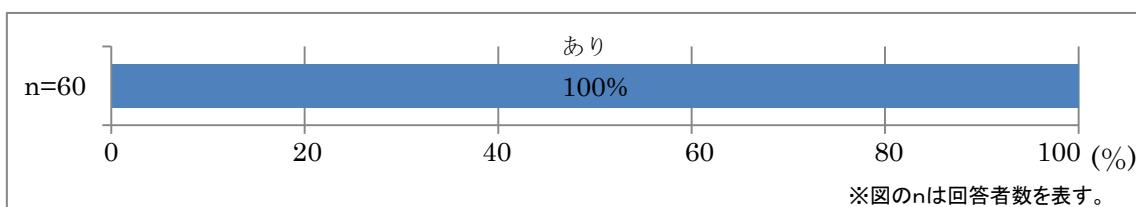
内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 26 年度)

(3) DVによる子どもへの影響

①子どものDV目撃及び認知の状況

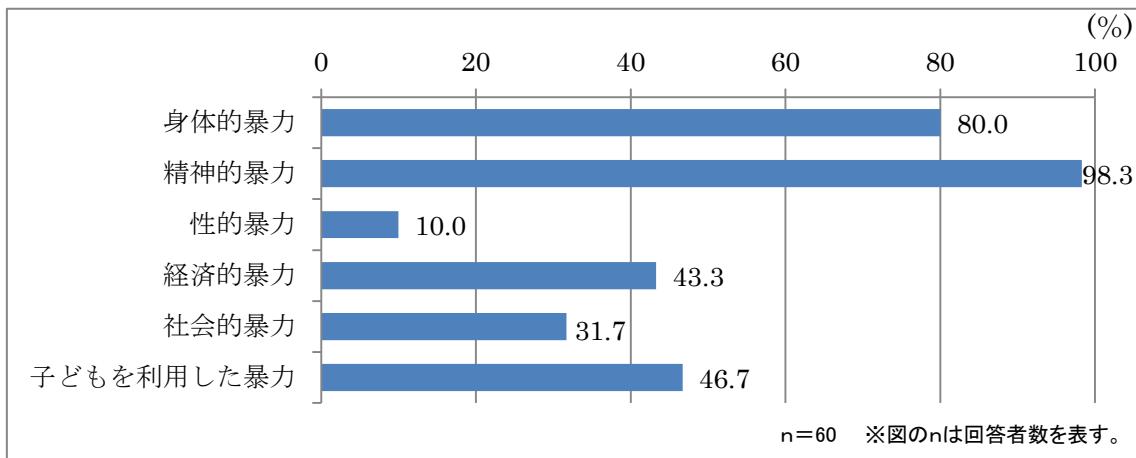
「被害者面接調査」によると、DV被害者の子どものすべてがDVを目撃するか認知をしています。これは、乳児を抱いて寝かせている状況での暴力、子どもが別室で就寝中や入浴中の暴力でも子どもが暴力を認知していたことがわかつている場合も「あり」と回答しているためです。[図6] 子どもが目撃・認知した暴力の内容は、「精神的暴力」(98.3%)が最も多く、次いで、「身体的暴力」(80.0%)となっています。[図7]

図6 子どものDV目撃及び認知の有無(堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

図7 子どものDV目撃及び認知している暴力の内容(複数回答)(堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

被害者の声 DVを目撃・認知した子どもの影響

DVの目撃により、子どもの緊張感は高まり、張り詰めた空気の中で生活することになります。なかには、面前DVによって頭痛や腹痛といった身体症状を呈した子どももいます。

激しい暴力を目撃している子どもは、親戚に電話して助けを呼んだり、危険を承知で暴力を受けている親をかばったり、武道を身につけ親を守ったり、学齢児以上になると離別を促すといったエピソードが語られています。

「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)より

2 相談の状況

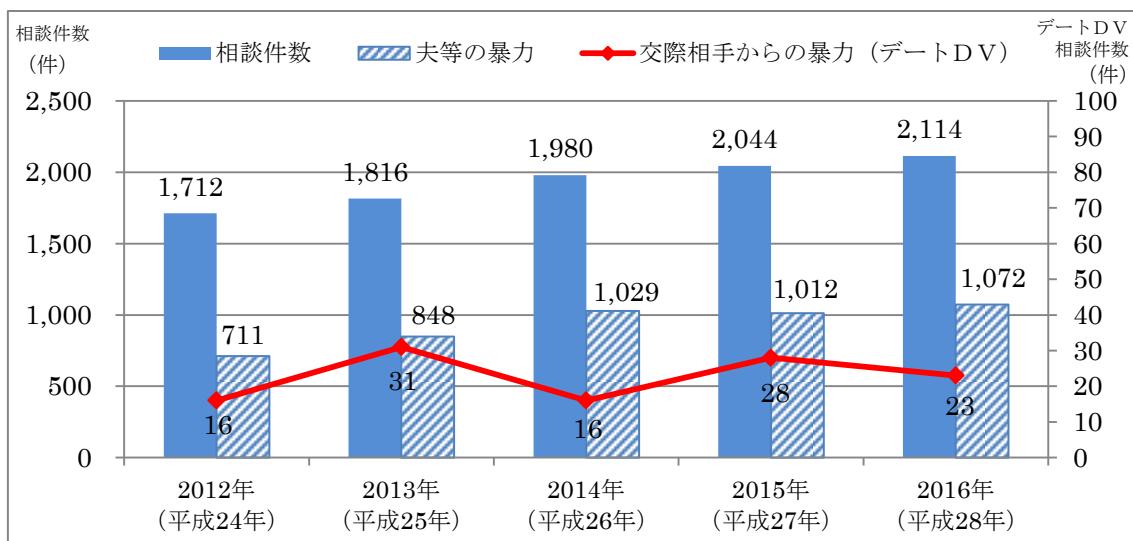
(1)女性相談件数の推移

堺市では1996年（平成8年）から「女性相談員」を現・各区保健福祉総合センターに配置し、DVや離婚問題など女性相談に対応しています。

夫等の暴力に関する相談は増加傾向にあり、2014年度（平成26年度）以降、全相談件数の5割前後となっています。また、デートDV件数は、20件前後から30件前後で推移しています。[図8]

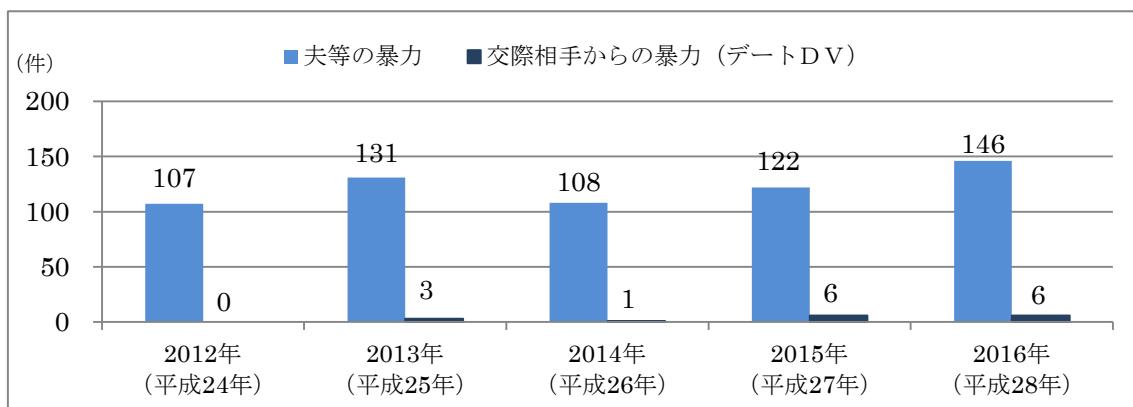
2012年（平成24年）に開設した堺市配偶者暴力相談支援センターにおける夫等の暴力の相談も、2014年度（平成26年度）以降、増加傾向にあります。[図9]

図8 女性相談件数の推移（堺市）



資料/堺市子ども家庭課調べ

図9 配偶者暴力相談支援センターのDV・デートDV相談件数の推移（堺市）

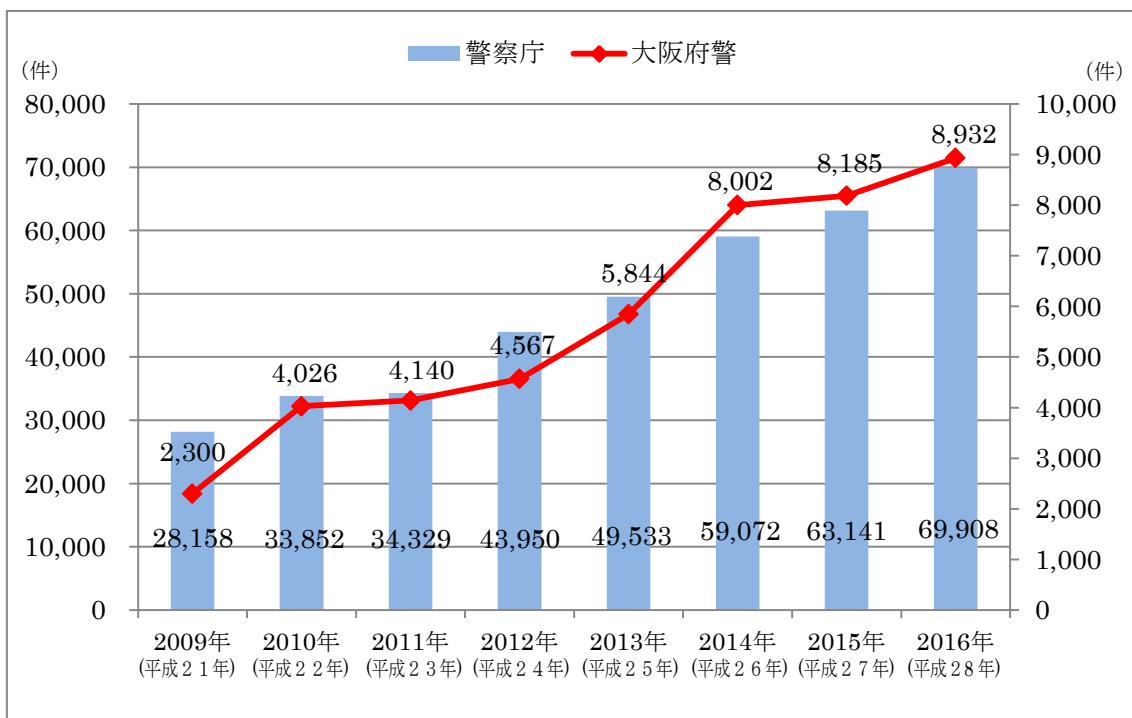


資料/堺市子ども家庭課調べ

(2) 警察におけるDV事案等の相談件数の推移

警察庁資料によると、2016年（平成28年）、全国の警察において、配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数は69,908件で、2001年（平成13年）に配偶者暴力防止法が施行されてから増加し続け、過去最多の件数となっています。その中で、大阪府警で受理したDV事案等の相談件数も、同様に増加を続け、2016年（平成28年）の件数は8,932件となっています。[図10]

図10 警察における配偶者からの暴力事案等の相談件数の推移（全国・大阪府）



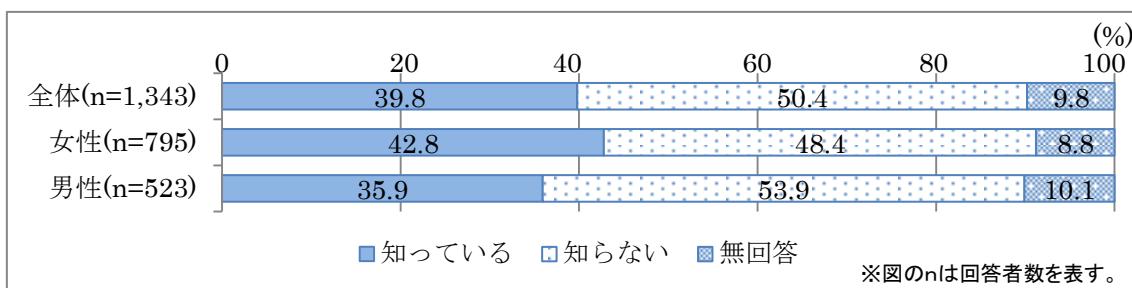
資料出所/警察庁調べ、大阪府警察本部調べ

(3)DV相談窓口の認知度

①DV相談窓口の認知

「アンケート調査」によると、DVについて相談できる窓口について、「知っている」と答えた人の割合は、全体で39.8%、女性が42.8%、男性が35.9%となっています。男性の過半数が、DV相談窓口を「知らない」としています。[図11]

図11 DV相談窓口の認知（堺市）

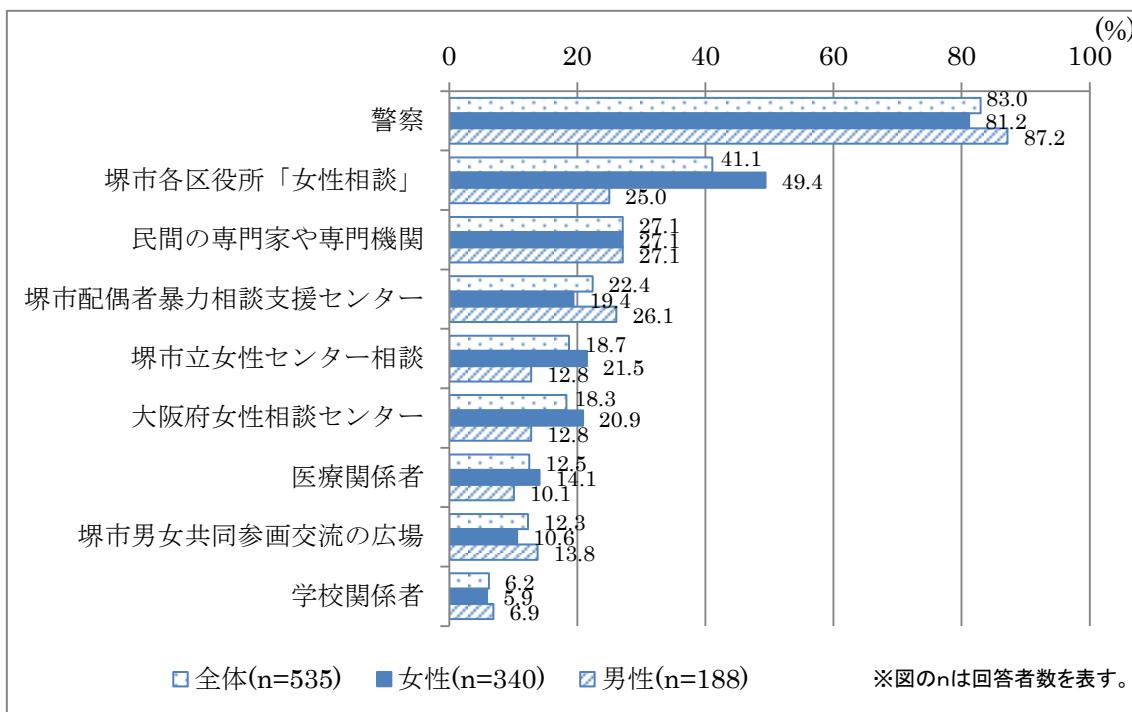


資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

②知られているDV相談窓口

「アンケート調査」によると、DV相談窓口で、最もよく知られているのは、「警察」(83.0%)で、次いで、「堺市各区役所『女性相談』」(41.1%)、「民間の専門家や専門機関」(27.1%)、「堺市配偶者暴力相談支援センター」(22.4%)となっています。性別でみると、「堺市各区役所『女性相談』」は、女性(49.4%)が男性(25.0%)よりも24.4ポイント高くなっています、「堺市配偶者暴力相談支援センター」は、男性(26.1%)が女性(19.4%)よりも6.7ポイント高くなっています。[図12]

図12 知られているDV相談窓口（堺市）



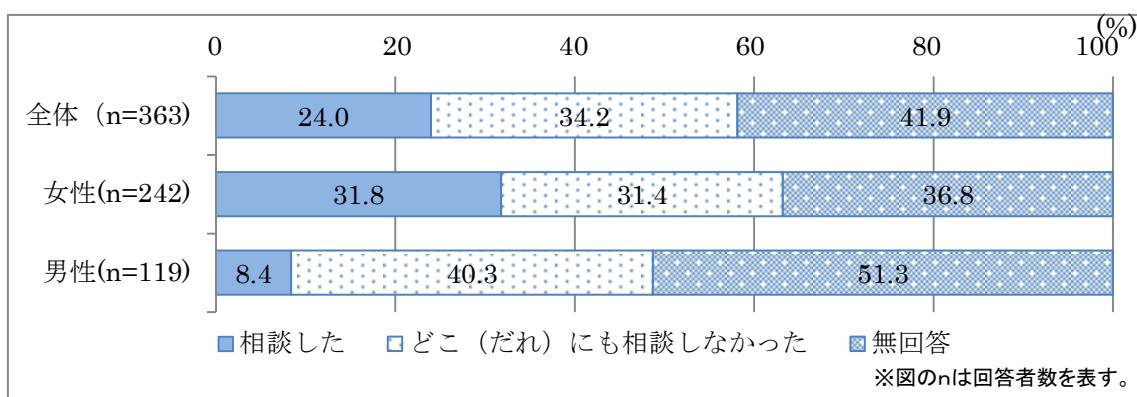
資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

(4) DV被害の相談の有無と相談先

①DV被害の相談の有無

「アンケート調査」によると、DV行為を受けたことがある人の中で、そのことについて誰かに相談したと回答した人の割合は、24.0%で、女性が31.8%、男性が8.4%となっています。男性の方が相談行動に結びつかない傾向にあることがわかります。[図13]

図13 DV被害の相談の有無（堺市）

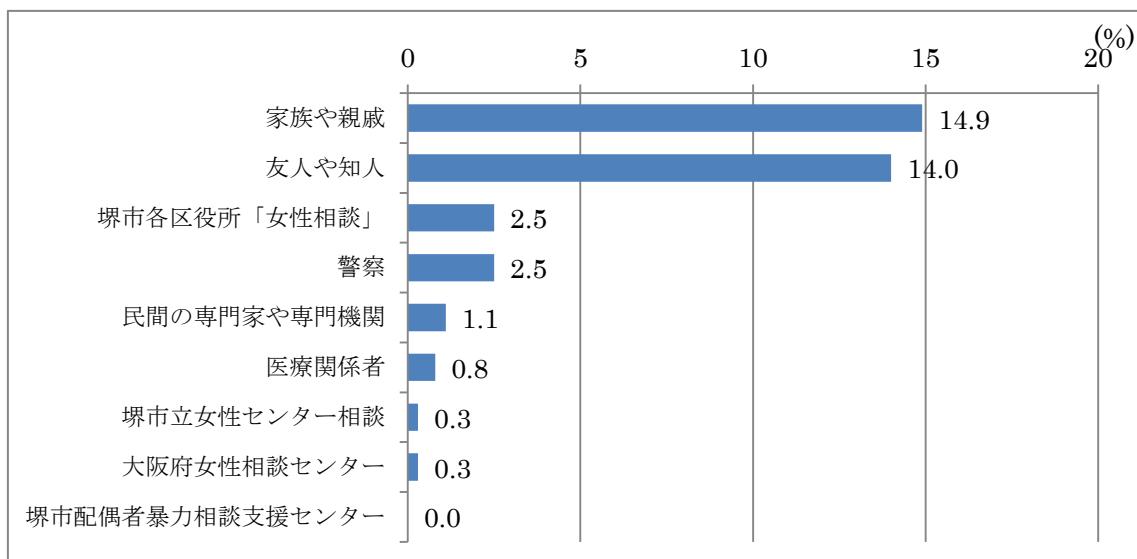


資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

②DV被害の相談先

「アンケート調査」によると、DV行為を受けたことがある人の相談先として「家族や親戚」が14.9%、「友人や知人」が14.0%となっている一方で、「堺市各区役所『女性相談』」、「警察」は2.5%にとどまっています。公的機関等のDV相談窓口としての認知度は高い反面、相談先としての利用は少なくなっています。[図14]

図14 DV被害の相談先（堺市）

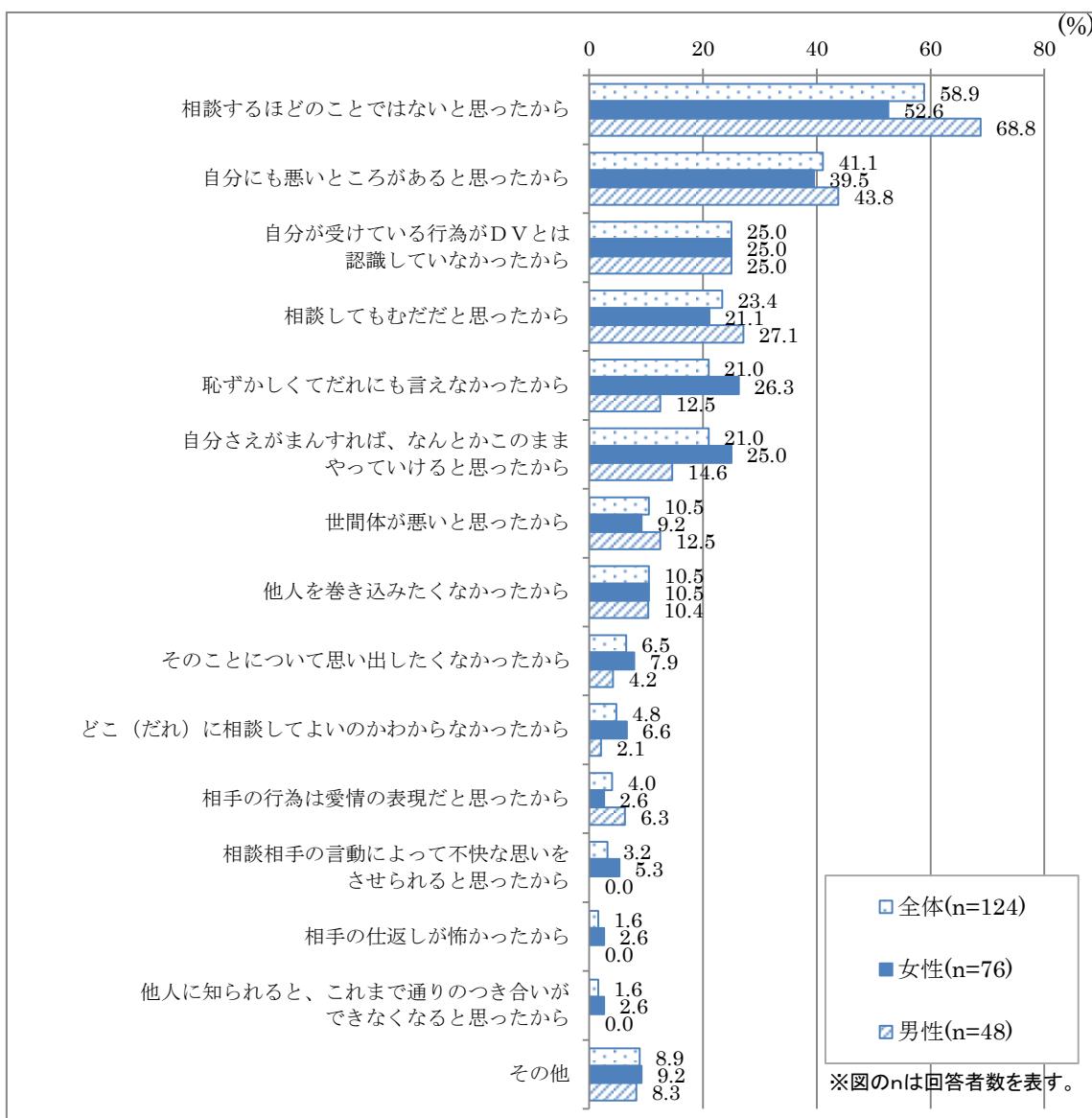


資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

③DV被害について相談しなかった理由

「アンケート調査」によると、DV行為を受けたときに、どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」と答えた人が最も多く、女性が52.6%、男性が68.8%となっています。次いで、男女ともに「自分にも悪いところがあると思ったから」（女性：39.5%、男性：43.8%）が多く、女性は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」で26.3%、男性は「相談してもむだだと思ったから」で27.1%となっています。[図15]

図15 DV被害について相談しなかった理由（堺市）



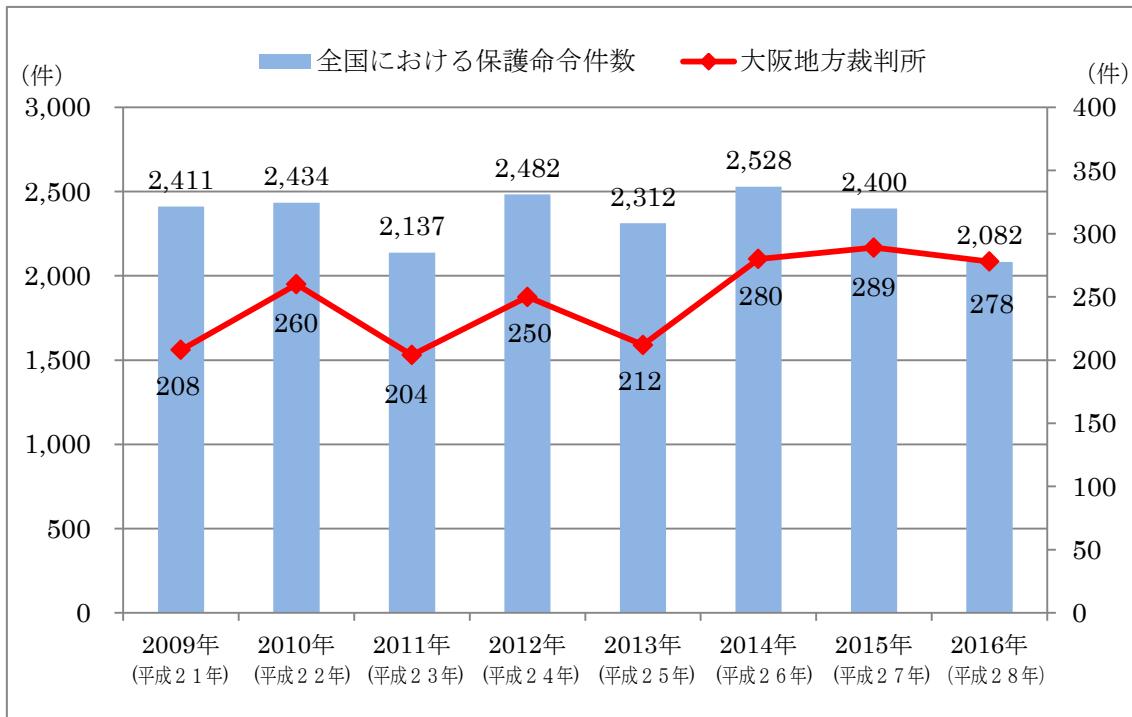
資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

3 保護命令等の状況

(1) 保護命令の状況

最高裁判所資料によると、全国における保護命令発令件数は、2,400 件前後で推移しています。大阪地方裁判所管内で発令された保護命令件数は、全国の約 1 割前後を占めています。 [図 16]

図 16 保護命令の状況の推移（全国・大阪府）



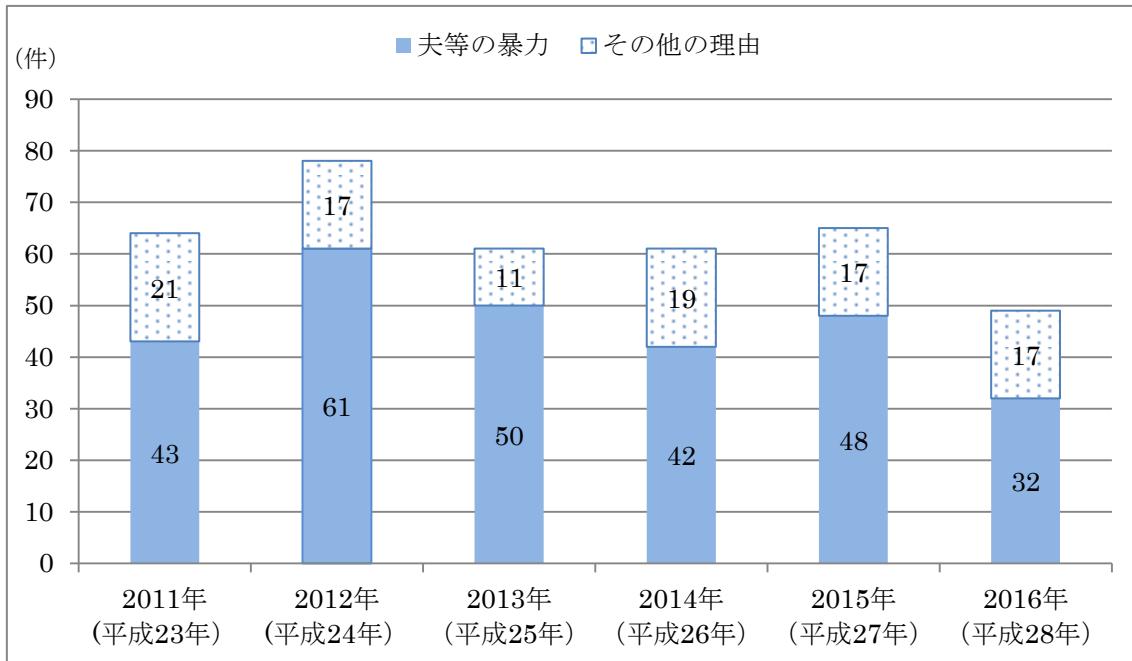
資料/最高裁判所、大阪地方裁判所

※大阪地方裁判所は、被害者に対して接近禁止命令が発令された件数(概数)である。

(2)一時保護件数の推移

婦人相談所である大阪府女性相談センターで実施された一時保護のうち、堺市と連携した「夫等の暴力による一時保護」の件数をみると、2013年（平成25年）が全体の8割を超えて最も多くなっています。2014年（平成26年）と2015年（平成27年）は全体の7割前後となっており、2016年（平成28年）は全体の6割を超えています。 [図17]

図17 一時保護件数（堺市）



資料/堺市子ども家庭課調べ

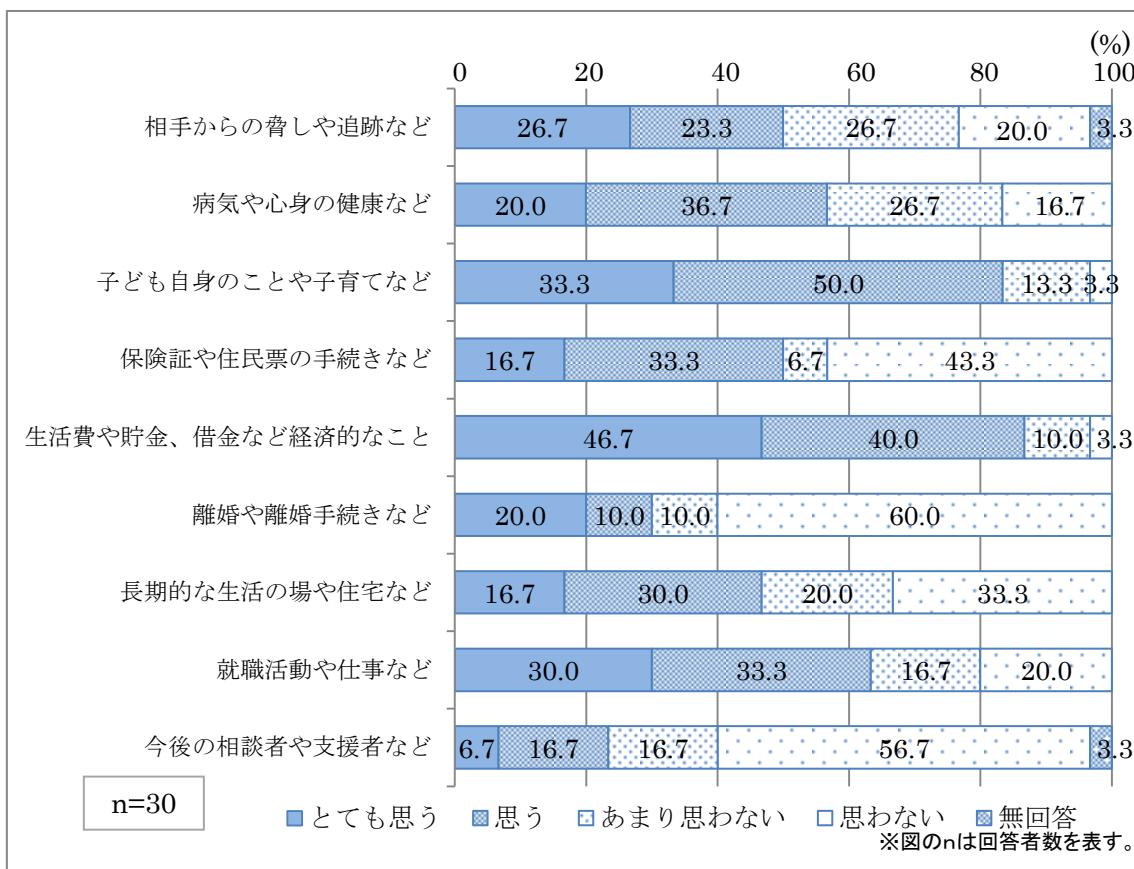
4 自立に向けた支援

(1) DV被害者の不安と必要なサポートについて

①DV被害者が抱える不安や心配

「被害者面接調査」によると、加害者から離別して暮らすDV被害者が現在の生活で抱える不安や心配ごとは、「生活費や貯金、借金など経済的なこと」が86.7%で最も多く、「子ども自身のことや子育てなど」が83.3%、「就職活動や仕事など」が63.3%と続いている。[図18]

図18 現在の生活での不安や心配ごと(堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

被害者の声 子どもに関する不安や心配の内容

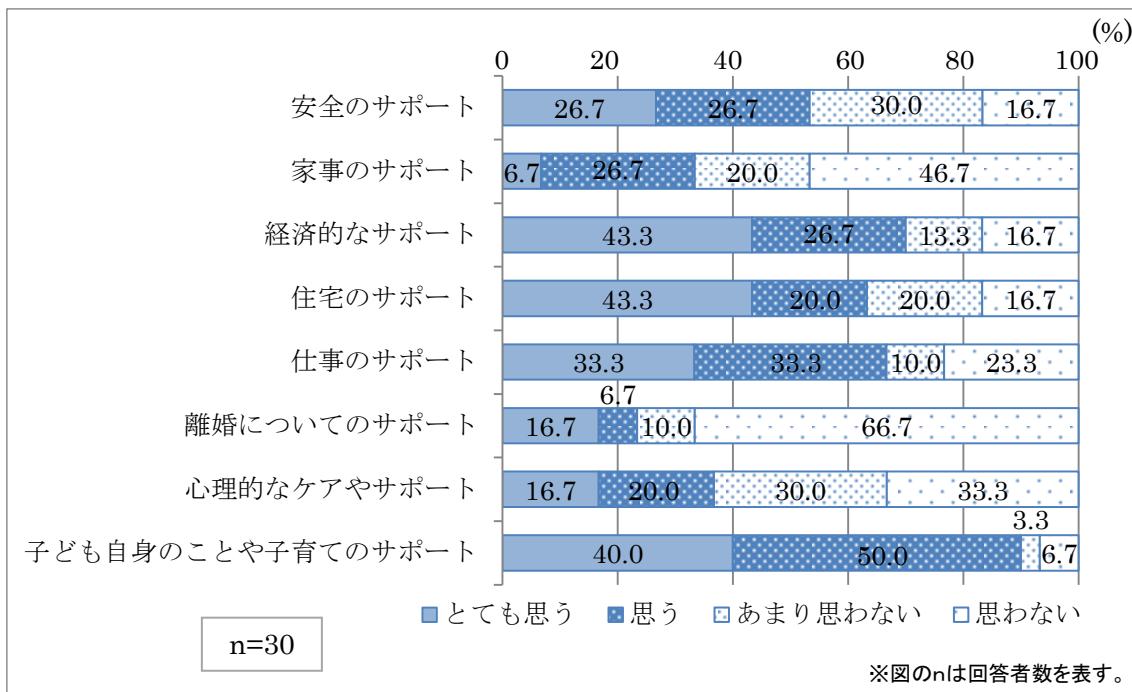
子どもの心理面への影響を心配する声が多数あり、それに伴う子どもへの対応について自信がないとの声もあがっています。子どもへの心配は、避難後においてもなお継続していることが分かります。「子どもが気持ちをためこんでいる」「発達や情緒面、精神面が心配」「自傷行為、物損行為が心配」「DVの連鎖が心配」「仕事があり一緒に過ごす時間が短い」「叱る場合の程度が分からない」「思春期の子どもへの接し方が難しい」

「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)より

②DV被害者が必要とするサポート

「被害者面接調査」によると、加害者から離別して暮らすDV被害者が現在の生活で必要としているサポートは、「子ども自身のことや子育てのサポート」が90.0%で最も多く、「経済的なサポート」が70.0%、「仕事のサポート」が66.6%、「住宅のサポート」が63.3%と続いています。[図19]

図19 現在の生活で欲しいサポート(堺市)

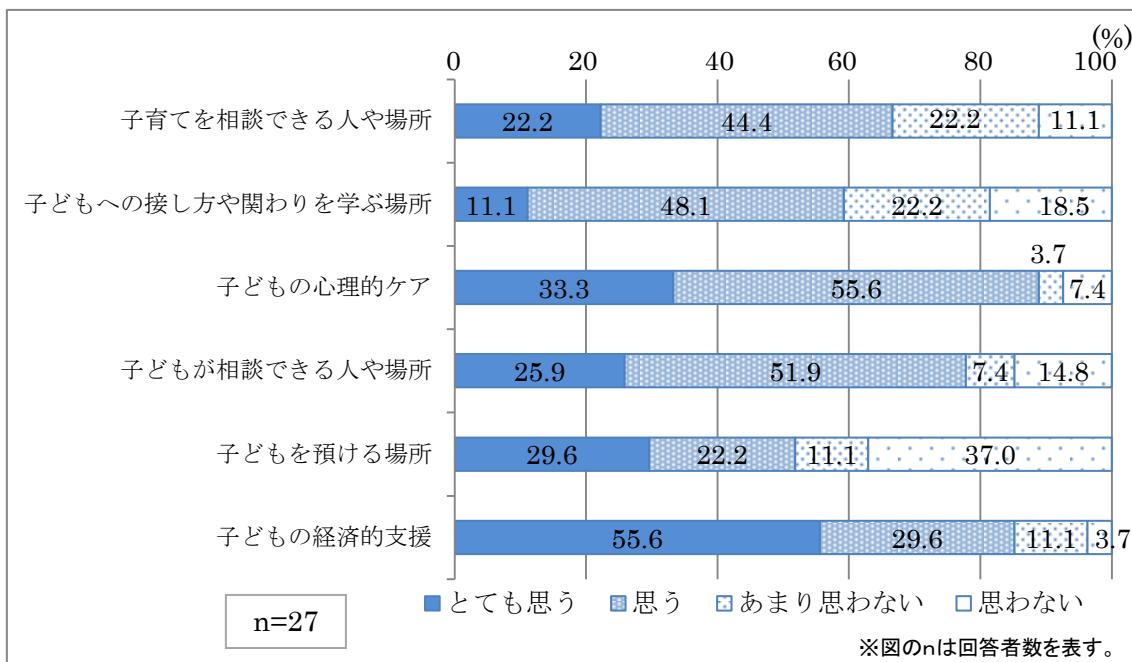


資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

③子ども自身のことや子育てで必要とされるサポート

「被害者面接調査」によると、加害者から離別して暮らすDV被害者が現在の生活で必要としている子ども自身のことや子育てで欲しいサポートは、「子どもの心理的ケア」が88.9%で最も多く、「子どもの経済的支援」が85.2%、「子どもが相談できる人や場所」が77.8%、「子育てを相談できる人や場所」が66.6%となっています。[図20]

図20 子ども自身のことや子育てで欲しいサポート(堺市)



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)

被害者の声 被害者と子どもの今を生きる工夫・力

DV被害者の声の中から、支援を得るとともに、被害者自身のネットワークや行動力などによって不安や心配ごとを軽減していく様子、また、被害者と子どもがともに互いを思いやり、補い合いながら生活する力についても明らかになりました。

「食事ができること、親子で楽しく暮らすこと、買物や帰宅時間が自由であることなど幸せや解放を実感する。」「相談支援や経済的支援、安全確保の支援を得られることの実感がある。」

「車の運転、読書、人との会話などで気分転換したり、自分自身で楽しく生きることを言い聞かせている。」「家電や家具を新しく購入し自分の生活道具が増えしていく等、これまで奪われていた自信を取り戻す感覚がある。」「きょうだいの世話を子ども同士でしてくれる、家事を手伝ってくれる等、子どもも参加して避難後の生活をつくっている。」「親子が互いにコミュニケーションを工夫したり反省したりする等、話し合いながら生活している。」

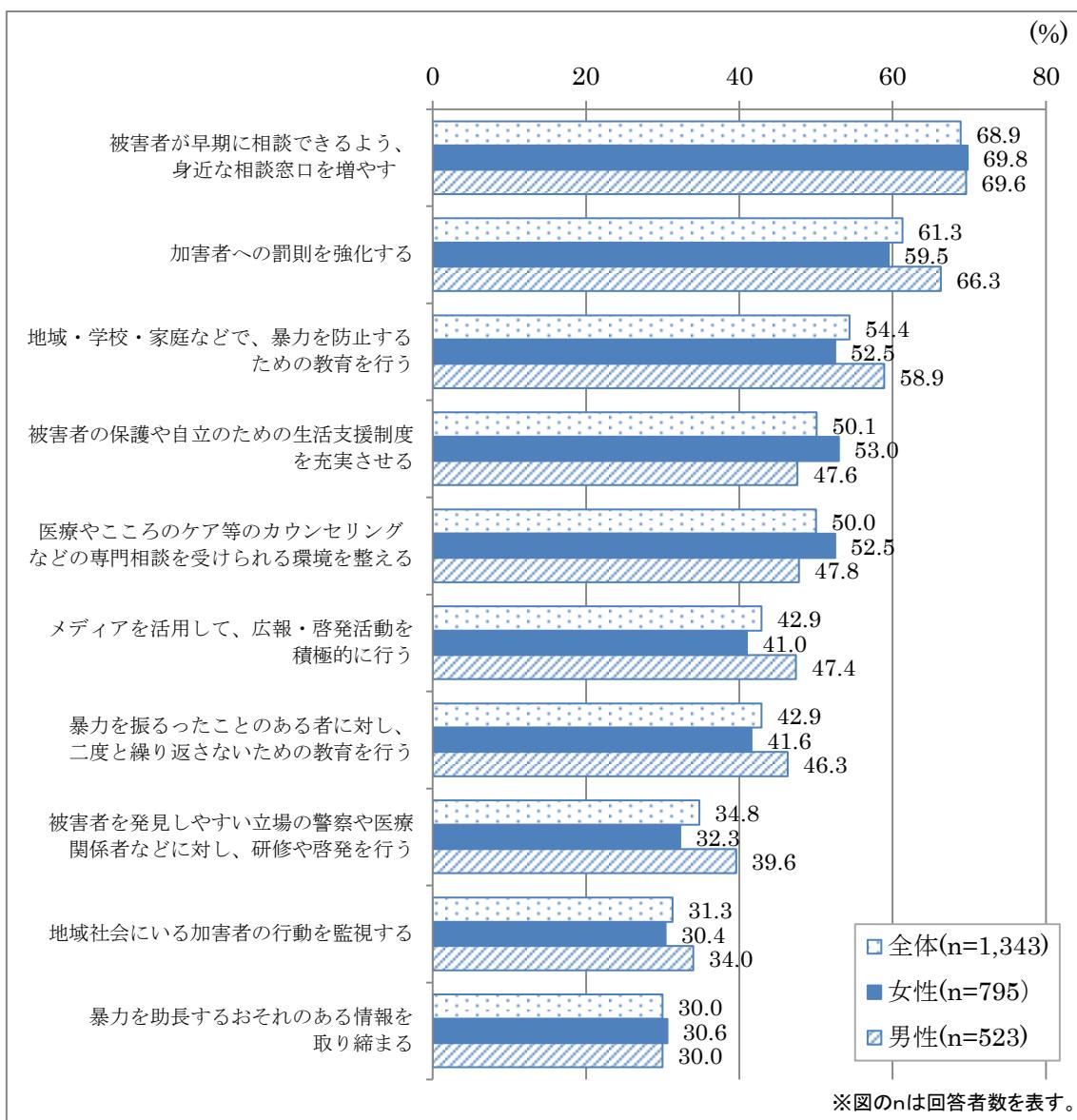
「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成28年度)より

5 DVをなくすために

(1)男女間の暴力を防止するために必要なこと

「アンケート調査」によると、男女間における暴力を防止するためには必要なこととして、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が全体として最も多く、女性が 69.8%、男性が 69.6%、次いで「加害者への罰則を強化する」が女性で 59.5%、男性で 66.3%、「地域・学校・家庭などで、暴力を防止するための教育を行う」が女性で 52.5%、男性で 58.9% となっています。[図 21]

図 21 男女間の暴力を防止するために必要なこと（堺市）



資料/「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」(平成 28 年度)

<参考>調査一覧

「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」（平成 28 年度）	
調査期間	①アンケート調査：2016 年（平成 28 年）11 月 7 日～11 月 21 日 ②被害者面接調査：2016 年（平成 28 年）9 月～11 月
調査対象	①堺市在住の 18 歳以上の男女 3,000 人（区別の人口比、性比による層化抽出） ②堺市に在住または堺市から転居し、すでに加害者から離別した生活を送っており、避難時に子ども（当時 18 歳未満）を同伴している女性 30 人
調査方法	①調査票による郵送調査法 ②社会福祉士及び精神保健福祉士による半構造化面接法
有効回収数	①1,343 件（有効回収率 45.0%） ②30 件（子ども票 60 件）
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年度）	
調査期間	2014 年（平成 26 年）12 月
調査対象	全国の 20 歳以上の男女 5,000 人（層化二段無作為抽出法による抽出）
調査方法	郵送留置訪問回収法
有効回収数	3,544 件（有効回収率 70.9%）

○半構造化面接法とは…

一定の質問に従って面接を進めながら、被面接者の状況や回答に応じて、面接者が何らかの反応を示したり、質問の表現、順序、内容などを変えることのできる面接法。

○層化二段無作為抽出法とは…

行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うもの。

○「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」（平成 28 年度）では、「全体」「女性」「男性」それぞれの数値を示しているが、「全体」の数値には、性別の回答が「その他」及び無回答であつたものも含むため、「女性」と「男性」の数値の合計と「全体」の数値とは一致しない。

第3章

第1次計画の取組と課題

1 第1次計画の基本目標

- 基本目標1 DVを許さない意識づくりの推進
- 基本目標2 安心して相談できる体制の整備
- 基本目標3 被害者の安全確保の徹底
- 基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援
- 基本目標5 推進体制の充実

2 数値目標に対する進捗状況

＜目標＞			
項目	計画策定期 (平成22年度 ^{☆1})	目標 (平成29年度)	直近値 (平成28年度 ^{☆2})
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合	「平手で打つ」 — 「なぐるふりをしておどす」 —	100%に近づける	「平手で打つ」 83.1% 「なぐるふりをしておどす」 71.4%
DV・セクハラ被害経験者が「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」とする市民の割合	DV・セクハラ被害* 33.9%	半減させる	DV被害 34.2%
「堺市配偶者暴力相談支援センター」の周知度 (平成24年7月開設)	—	70%以上	22.4%
「配偶者暴力防止法」の認知度	全体 50.6% 女性 53.4% 男性 52.0%	100%に近づける	全体 87.4% 女性 88.0% 男性 87.0%

☆1 「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)

☆2 「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査報告書」(平成28年度)

※「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成22年度)の設問では、DV被害とセクハラ被害をまとめて尋ねている。

＜モニタリング指標☆＞				
項目		当初数値	直近値	担当課・資料出所
堺市におけるDVに関する相談件数 (下記6項目総数)		1,188件 (平成23年度)	1,901件 (平成28年度)	
①	堺市男女共同参画交流の広場 「女性の悩みの相談」(DV)	38件 (平成23年度)	124件 (平成28年度)	男女共同参画推進課
②	堺市男女共同参画交流の広場 「男性の悩みの相談」(DV) (平成24年2月開設)	0件 (平成23年度)	6件 (うち、被害2件 加害4件) (平成28年度)	男女共同参画推進課
③	堺市配偶者暴力相談支援 センター (平成24年7月開設)	—	146件 (平成28年度)	子ども家庭課
④	堺市「女性相談」(DV)	769件 (平成23年度)	1,072件 (平成28年度)	子ども家庭課 各区子育て支援課
⑤	夜間・休日DV電話相談	68件 (平成23年度)	111件 (平成28年度)	子ども家庭課
⑥	女性センター相談業務 (DV／子ども虐待)	313件 (平成23年度)	442件 (平成28年度)	女性センター
大阪府警察で受理した DVに関する相談件数		4,026件 (平成22年)	8,932件 (平成28年)	「大阪府警察本部調べ」 より
大阪府女性相談センターにおける DVを原因とする一時保護件数		495件 (平成22年度)	285件 (平成28年度)	「大阪府女性相談セン ター調べ」より
大阪地方裁判所管内における 大阪府の保護命令発令件数		260件 (平成22年)	279件 (平成28年)	「最高裁判所調べ」より
配偶者間の暴力（殺人・ 暴行・傷害）の検挙件数 (全国・大阪府)	全国	夫 2,829件 妻 262件 (平成23年)	夫 6,280件 妻 569件 (平成28年)	「警察庁資料」、「大阪 府警察本部調べ」より
	大阪府	夫 138件 妻 22件 (平成23年)	夫 234件 妻 33件 (平成28年)	

☆モニタリング指標… 目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要がある
ものについて定める指標のこと。

3 基本目標ごとの取組概要と課題

【基本目標1】DVを許さない意識づくりの推進

【取組概要】

- ◇市役所庁舎エントランスにおける啓発パネルの展示や駅頭及び区民まつりでの啓発物の配布、講演会の開催等により、「配偶者暴力防止法」の趣旨や相談窓口の周知、DVが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについての啓発を行いました。
- ◇DVの加害者にも被害者にもならないよう、全小学校において「いじめ・暴力防止（C A P）プログラム」を実施するとともに、全中学校3年生及び高等学校3年生に、データDV防止啓発冊子を配付しました。
- ◇被害者の早期発見、早期対応のため、窓口職員に対するDVへの理解と知識を深める研修及び相談業務を行う福祉関係者等に対する研修を行いました。

取組項目	主な取組内容
(1)市民に対する啓発	<ul style="list-style-type: none">・暴力防止の講演会・教室の開催・オレンジ&パープルリボンキャンペーンの実施・DV相談窓口カードの配架・配布
(2)若年層への教育・啓発及び教育関係者に対する周知	<ul style="list-style-type: none">・保育従事者への人権研修の実施・教職員対象のデータDV防止研修の実施・中学校3年生及び高等学校3年生へのデータDV防止啓発冊子の配付・「いじめ・暴力防止（C A P）プログラム」の実施
(3)医療・保健・福祉関係者に対する周知	<ul style="list-style-type: none">・DVに関する庁内職員研修の実施・行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員等を対象にした研修の実施

【課題】

- ◇啓発活動の取組等により、「配偶者暴力防止法」の認知度は高まり、「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合は8割を超えていますが、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」等の精神的暴力や社会的暴力を暴力と認識する人の割合は低く、市民一人ひとりに対するDVについての正しい知識と理解の周知・啓発が必要です。
- ◇被害者も加害者も生み出さないため、若年層向けの教育・予防啓発の強化と、より効果的な啓発方法の工夫が課題です。

基本目標2 安心して相談できる体制の整備

【取組概要】

- ◇各区女性相談窓口に加え、2012年（平成24年）に配偶者暴力相談支援センターを開設し、両者が連携して被害者への相談・支援を行いました。
- ◇高齢者・障害者・外国人・子ども等被害者の状況に応じ、人権に配慮しながら関係機関と連携した支援を実施しました。

取組項目	主な取組内容
(4)相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・専門のカウンセラーによる悩みの相談事業の実施・配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口の連携による相談・支援の実施・夜間・休日DV電話相談の実施・様々な課題に関する女性センター相談の実施
(5)被害者の状況に応じた相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・関係機関等と連携した、高齢者、障害者、外国人被害者及び子どもへの支援の実施

【課題】

- ◇女性相談件数及び警察における相談受理件数は増加している一方で、いまだ多くの被害者が相談に至っていないという現実もあります。DV被害を早期に発見し、暴力を深刻化させないためにも、相談できずにいる被害者や相談を受ける可能性の高い身近な存在の人々に対して、DVについての理解を深め、早期相談を促す啓発と相談窓口のさらなる周知が必要です。

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

【取組概要】

- ◇被害者の安全確保を図るため、一時保護時の同行や必要に応じて裁判所への同行支援を行いました。
- ◇学校園において、DVについての全教職員の共通理解を図り、被害者の子どもの安全確保に努めました。
- ◇被害者の申請に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書の発行を制限し、税務証明の交付を停止しました。

取組項目	主な取組内容
(6) 被害者の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none">・一時保護のための支援・保護命令制度についての情報提供や申し立て支援・被害者の子どもの就学先や居住地等の情報が漏洩しないよう配慮した連絡調整
(7) 被害者の情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳事務における支援措置・被害者以外への税務証明の交付の停止

【課題】

- ◇研修の充実により、DVに対する庁内職員の理解をさらに深め、支援のさまざまな段階において緊密に連携し、被害者及び被害者の子どもの安全確保と情報管理のさらなる徹底を図る必要があります。

基本目標4 被害者の自立支援と生活再建の支援

【取組概要】

- ◇生活基盤を支えるための支援として、自立支援金の支給や母子生活支援施設への入所支援、就業相談、就労支援を行いました。また住民票を移せない被害者について事実関係の確認により国民健康保険の加入を認めました。
- ◇住民登録のない児童生徒について、居住実態による就学配慮を行いました。
- ◇被害者の心のサポートとして、DV被害者同士が語り合えるサポートグループ事業の実施や、相談やカウンセリングを実施し、またそれらについての情報を提供しました。

取組項目	主な取組内容
(8)生活基盤を整えるための支援	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険加入の特例措置・DV被害者自立支援金の支給・当面の生活の場とする居室を提供するDV被害者等援護事業の実施
(9)子どもに関する支援	<ul style="list-style-type: none">・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置及び派遣・住民票のない児童の就学配慮
(10)高齢者・障害者・外国人等への支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づく被害者への支援・多言語による情報提供
(11)被害者の心のサポート	<ul style="list-style-type: none">・専門のカウンセラーによる悩みの相談事業の実施・DV被害者サポートグループ事業の実施

【課題】

- ◇被害者の子どもはDVを目撃（面前DV）し、心理的虐待を受けている場合が多く、子どもの心理的ケアについて、関係機関のさらなる連携が必要です。

基本目標5 推進体制の充実

【取組概要】

- ◇女性相談員等の知識と技術の向上のための研修や、教職員のデータDV防止についての授業実施のための研修及び窓口職員に対するDVへの理解と知識を深める府内研修を実施し、人材育成に努めました。
- ◇堺市DV対策連絡会議や大阪府女性相談センター及び地方裁判所との連絡会を開催し、関係機関との情報共有・意見交換を行い連携強化に取り組みました。

取組項目	主な取組内容
(12) 人材育成研修	<ul style="list-style-type: none">・ DVに関する府内職員研修の実施・ 女性相談員等の能力向上のための研修への参加・ 教職員対象のデータDV防止研修の実施
(13) 関係機関、団体等との連携機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・ DV対策連絡会議の開催・ 大阪府女性相談センターとの連絡会の開催・ 地方裁判所との連絡会の開催

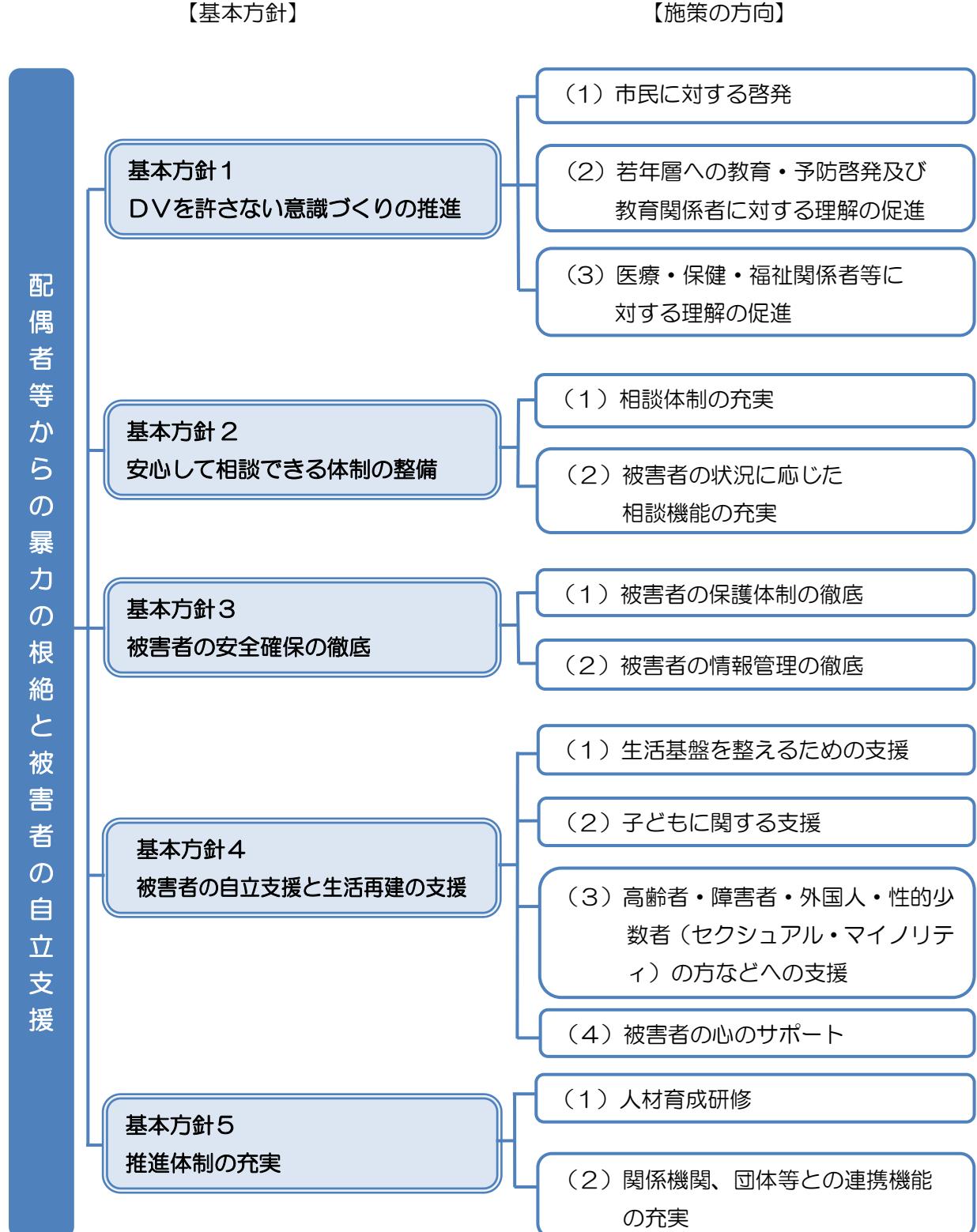
【課題】

- ◇被害者に二次的被害を与えないよう、支援に携わる職員・教職員等のDVに関する知識・認識の向上のための研修のさらなる充実に加え、支援者自身の二次受傷を防ぐための体制を整備することも必要です。

第4章

施策の基本的方向

1 計画の施策体系図



2 施策の基本的方向

基本方針1 DVを許さない意識づくりの推進

DVを生み出さない社会の実現のためには、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知し、DVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが大切です。そのためには、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした人権教育や非暴力教育及び性的自己決定権を尊重する性教育に取り組むとともに、次世代を担う子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないための予防啓発が重要です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向があります。被害者の「相談するほどではない」、「自分にも問題がある」といった意識が相談することをためらわせてしまい、被害の発見が遅れ、問題が深刻化する場合もあります。DV被害の早期発見のために、市民一人ひとりがDVについて正しい知識と理解を持ち、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、周知・啓発が必要です。

また、若年層におけるデートDV被害は、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の形態が一層多様化しており、的確に対応していくことが求められます。

さらに、子どもの面前で行われるDVは子どもへの心理的虐待にあたります。直接目撃していないくとも、多くの子どもは敏感に認知をしています。DVと子ども虐待には密接な関係があるということを広く啓発する必要があります。

また、DVを発見しやすい立場にある医師や保健師など医療・保健関係者、保育士・教職員等の保育・教育関係者や、民生委員児童委員等の福祉関係者、PTA等の保護者等地域の関係者に対し、DVに関する知識を普及し、理解を深めることにより、被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

コラム③ オレンジ&パープルリボンキャンペーン



11月は「児童虐待防止推進月間」であり、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間であることから、堺市では、それぞれの活動のシンボルであるオレンジとパープルのリボンを左右に並べたロゴマークを作成し、11月を中心にして「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざし、「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」として啓発を行っています。

(1) 市民に対する啓発

D V被害を早期発見し、暴力を深刻化させないためには、市民一人ひとりがD Vは重大な人権侵害であることを理解し、暴力についての認識を高めることが必要です。特に、「何を言っても長期間無視し続ける」や「他の異性との会話を許さない」等の精神的・社会的暴力について、暴力であるという認識が低く、被害者自身がD Vを受けているという認識や、加害者自身がD Vを行っているという認識がないことがあります。また、「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいじょうなし」などの発言も精神的暴力の一つであり、いわゆるモラル・ハラスメントと言えますが、「些細なこと」「よくあること」ととらえられ、被害者自身も言葉にしつこく、周囲の人にも理解されにくいものです。誰もが被害者にも加害者にも、相談相手にもなり得ることから、D Vに気づき、早期発見及び関係機関への通報、相談窓口の情報提供を行えるよう、講演会等の開催、啓発冊子や相談窓口カードの配布等による啓発を進めます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第2条第4号において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前D V）は児童への心理的虐待であると定義されていることからも、本市では「子どもへの虐待・女性に対する暴力を許さない社会」をめざし「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」を行うなど、子どもへの虐待と女性への暴力の根絶を一体的に啓発していきます。

●暴力の防止の講演会・教室等を実施します。	男女共同参画推進課 市民協働課 子ども家庭課 女性センター
●啓発冊子等での情報提供を実施します。 ●D V啓発冊子「脱暴力宣言」や相談窓口カードを様々な場面で配架・配布し、相談先の周知を図ります。	男女共同参画推進課
●オレンジ&パープルリボンキャンペーンを実施します。	男女共同参画推進課 子ども家庭課
●相談案内カード等の配布により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や各区女性相談窓口など、D V相談先の周知を図ります。	子ども家庭課
●母子健康手帳に、D V相談を含めた各種相談窓口を掲載し、相談先の周知を図ります。	子ども育成課
●D Vや子ども虐待を中心に女性への暴力に関する図書の充実と啓発展示を女性センターで実施します。	女性センター

(2) 若年層への教育・予防啓発及び教育関係者に対する理解の促進

保育や教育活動などを通じ、発達段階に応じて、幼児、児童生徒に人権尊重やエンパワーメントの意識を育む教育・学習の充実を図るとともに、暴力によらず問題を解決する方法を身につけ、子どもが自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ機会を充実します。それらを計画的・組織的に推進するため、啓発・教育に携わる教育関係者に対する研修を実施します。

また、交際相手からのDVは、若年層の被害が多いことから、若者に向けたDV・デートDVについての正しい知識と予防のための効果的な啓発、相談窓口の周知を行うとともに、保護者に対しても講座を実施します。

●啓発冊子等での情報提供を実施します。(再掲)	男女共同参画推進課
●当事者である若者に適切な情報が届くよう、若年層が集まる機会・場所等での周知やアクセスしやすいツール等の活用によるデートDV等予防啓発を実施します。	
●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。	生徒指導課 保健給食課
●保育従事者へのDV及び子ども虐待を含む人権研修の実施を通じ、DVについての知識と理解を深めるとともに、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した保育を実施します。	幼保推進課
●市立幼稚園では、幼児期から男女平等の意識が形成されていくことを認識し、ジェンダーにとらわれることなく、子ども一人ひとりの人権と個性を尊重した教育を実施します。	学校指導課
●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。	生徒指導課
●若年世代がデートDVの認識を高められるよう、デートDV防止啓発冊子「デートDVってなに?」等を活用し、男女平等教育を進めます。また、各学校園が作成する「人権教育年間計画」の進捗を管理し、人権尊重の意識を育む人権教育・男女平等教育の充実を図ります。	生徒指導課 人権教育課
●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。	生徒指導課 教育センター
●PTA等の保護者を対象に、子どもをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、DV・デートDVについての知識と理解を深めるための講座を開催します。	男女共同参画推進課 人権教育課

(3) 医療・保健・福祉関係者等に対する理解の促進

配偶者暴力防止法の第6条第1項では、DV被害者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないとされています。また同条第2項では、医師その他の医療関係者が業務を行う中で、DV被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができるとされています。医療・保健関係者は、DV被害を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重したうえでの、関係機関等への通報や相談窓口の情報提供など、早期発見につながる積極的な役割が期待されています。また、地域福祉を担う民生委員児童委員等福祉関係者も、相談業務や対人援助業務を行う中で、DV被害を発見しやすい立場にあることから、医療・保健関係者に準じた対応が望まれます。

被害の早期発見、早期対応のため、関係者へのDVに関する情報提供及び理解の促進に努めるとともに、密接な連携を進めています。

●啓発冊子等での情報提供を実施します。(再掲)	男女共同参画推進課
●被害の早期発見のため、医療機関等に啓発チラシやリーフレット、ポスター等を配布・配架し、相談窓口の情報提供などを行います。	
●民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、DVについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。	男女共同参画推進課 子ども家庭課
●DV被害者支援現場からの報告や講演などのDVに関する庁内職員研修を実施します。	男女共同参画推進課 子ども家庭課

基本方針2 安心して相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し安全な生活を送るためには、支援等の情報を入手し、自分で決定しながら、問題の解決に向けた行動がとれるようにすることが大切です。そのために、相談窓口が果たす役割は大きく、被害者の状況に配慮した適切かつ迅速な対応が求められます。

被害者は「相談してもむだ」、「相談するほどではない」といった意識を持っている場合もあるため、暴力が深刻化する前に、DVかどうかの判断に迷うときでも気軽に相談できる身近な相談窓口があることや、相談後の対応については被害者の意思が尊重されるということまで、広く周知することが大切です。

相談を受ける際には、DVの特性や被害者の置かれている状況を理解し、被害者の立場と意思を尊重した対応を行うことが重要であり、何度も窓口で状況説明をすることがないようにするなど関係機関が連携し、適切な支援につないでいくことが求められます。なかでも性的DVに関しては、性暴力救援センター・大阪（S A C H I C O）との連携が不可欠です。

被害者には、女性だけでなく男性や高齢者、障害者、外国人、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方なども含まれていることから、それぞれの状況に応じた相談対応が求められます。

とりわけDVのある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあり、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であることから、関係機関と十分に連携を図る必要があります。

コラム④ 力（パワー）と支配（コントロール）の関係

DVの本質は「力と支配」と言われています。相手を力で支配する、つまり自分の思い通りに相手を動かすことです。この「力」には、なぐる・けるなどの身体的暴力だけでなく、他の異性との会話を許さない、電話やメールを監視する、無視する、生活費を渡さないなどの社会的・精神的・経済的暴力等があり、これらのいろいろな種類の暴力が複合的に組み合わされて相手を支配するのがDVです。

また、DVには3つの局面からなる「サイクル」があると言われています。加害者が暴力を振るった後に優しくなり、「もう暴力は振るわない」と謝罪すると、被害者はもう一度信じようと思います。しかし時間が経つにつれ、加害者は次第にイライラして緊張が高まり、被害者も恐怖感を募らせおびえるようになります。こうしてぎくしゃくする時期が続つと、緊張がピークに達し、再び激しい暴力を振るうようになります。いったんこのサイクルに組み込まれると、被害者一人ではこのサイクルから抜け出すことができなくなると言われています。

(1) 相談体制の充実

本市では、配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口との連携による相談支援を行っています。配偶者暴力相談支援センターでは電話相談等に対応し、支援に関する手続きの多くは区役所で行うことから、各区女性相談窓口において、個々の被害者の状況に応じ、関係機関と連携しながらきめ細かな支援を行っています。

また、DV被害者及び加害者の心理を理解する専門の相談員による悩みの相談を実施し、ジェンダーの視点から課題を受け止め、一緒に考えます。

被害者が安心して相談するには、継続して安全な相談環境を提供することが必要です。声をあげることが難しい状況にある被害者に、相談窓口の情報を安全に届けるため、市民への一層の周知を図ります。

<ul style="list-style-type: none">●女性の悩みの相談を実施します。●男性の悩みの相談を実施します。	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none">●配偶者暴力相談支援センターと各区女性相談窓口が連携して被害者支援の充実に努めます。●スーパーバイザー等による女性相談員へのケース検討など、女性相談員のサポート体制を充実します。●相談案内カード等の配布等により配偶者暴力相談支援センターの電話相談や女性相談窓口など、DV相談先の周知を図ります。(再掲)●マニュアルを活用し、女性相談員等が必要に応じて被害者に同行し、各制度の利用にかかる手続きを円滑に行えるよう被害者の負担軽減を図ります。●対応が困難なケースでは、配偶者暴力相談支援センターや各区女性相談窓口等と関係機関が連携し、ケースカンファレンスを行うなど協力して対応します。●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター(法テラス)等と連携します。●夜間・休日DV電話相談を実施し、24時間相談できる体制を確保します。	子ども家庭課 各区子育て支援課
<ul style="list-style-type: none">●『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DVその1 相談窓口の充実編』を活用し、学校も相談窓口であるとの認識を持ち、相談体制の充実に努めます。●各学校園での相談の中で、DVが疑われる場合には、関係機関に確実につなげます。	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none">●DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談(女性センター相談)を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。	女性センター

(2) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

被害者が、高齢者、障害者、外国人、男性、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等であることにより、支援を受けにくいということにならないよう、被害者の状況に配慮した適切な相談対応を行います。

一時保護を実施した被害者の多くが子どもを同伴しています。DVは、直接子どもに向けられた暴力でなくても、それを間近で見たり聞いたりする子どもに対して著しい心理的外傷を与えるとされています。また、子ども自身が直接暴力を受けている場合もあります。今後も、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室等と相互に連携を図り、子どものケアの充実に努めます。

①高齢者、障害者、外国人、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への対応	
●地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
●障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
●大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。	子ども家庭課 各区子育て支援課
●性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方など様々な状況に 対応できる相談（女性センター相談）を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。（再掲）	女性センター
●性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を含めた人権相談を実施します。	人権推進課
②男性への対応	
●男性の悩みの相談を実施します。（再掲）	男女共同参画推進課
●DV、子ども虐待、離婚問題など様々な課題に関する相談（女性センター相談）を実施し、DVが疑われる場合には、関係機関と連携し解決に努めます。（再掲）	女性センター
●配偶者暴力相談支援センターで男性のDV被害者の相談を実施します。	子ども家庭課

③子どもへの対応	
●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の子育て支援課家庭児童相談室と相互に連携して支援します。	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
●子ども電話教育相談「こころホーン」(24時間) や面接相談の周知を図り、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。 ●教育相談において子ども虐待やDVが背景にある場合、相談者に対する専門機関の情報提供に努めるとともに、被害者の安全確保と個人情報の管理を徹底し、関係機関と情報交換や連絡調整を行います。 ●すべての教職員が相談の対応者であるとの認識をもち、子ども虐待やDVについての正しい知識や対応方法を身につけ、専門機関等の情報提供などができるよう、意識啓発や研修に取り組みます。	教育センター
④その他	
●犯罪被害者等支援総合相談窓口にて、各種制度の案内や関係機関に関する情報提供を実施します。	市民協働課
●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。	精神保健課 各区保健センター
●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。	こころの健康センター
●性暴力救援センター・大阪(S A C H I C O)の協力医療機関である堺市立総合医療センターにおいて、助産師など性暴力被害者への対応について知識を有する女性職員が、24時間・年中無休で性暴力被害者の診療受付を行います。 ●性暴力被害者支援看護職(S A N E)を養成し、相談体制の充実を図ります。	健康医療推進課

基本方針3 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

被害者及び同伴家族の緊急時においては迅速かつ適切な安全確保が求められており、現在、堺市では、警察等と連携し、一時保護時の支援などを必要に応じて行っています。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のままで家を飛び出し、助けを求めてくることもあります。被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談窓口や警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について情報共有と情報管理の更なる徹底に努める必要があります。さらに、被害者のみならず、支援者等の安全を確保することも重要です。

コラム⑤ なぜ被害者は逃げることができないのか

1 恐怖感	被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。
2 無力感	被害者は暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。
3 複雑な心理	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。
4 経済的問題	配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることができないこともあります。
5 子どもの問題	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れないこともあります。
6 失うもの	配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

(1) 被害者の保護体制の徹底

被害者とその子どもや親族等にとって、安全が確保されることは、何よりも重要です。被害者への一時保護や保護命令に関する情報提供や、必要に応じ、一時保護や保護命令申立てのための支援を行います。

また学校においては、全教職員で子どもの安全確保についての共通理解を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。(再掲) ● 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメントとケアマネジメントのもと、地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。 	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。(再掲) ● 障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。 	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な連絡会などの機会を通じ、大阪府女性相談センター(婦人相談所)との連携をさらに強化します。 ● 被害者の安全確保を図るため、大阪府女性相談センター(婦人相談所)と連携し、一時保護のための支援を行います。 ● 配偶者暴力相談支援センター及び各区女性相談窓口において、保護命令制度についての情報提供や申立てにかかる支援を行います。 	子ども家庭課 各区子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の子どもの安全確保については加害者からの問い合わせがあった場合などの対応方法を明確にし、全教職員で共通理解を図り、関係機関との連携を更に強化します。 ● 「『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－DVその2 被害者の安全確保の徹底編」を活用し、被害者の緊急時における安全確保を徹底します。 	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。 	学務課 各区企画総務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 救急業務遂行中、傷病者の症状にDVの可能性が疑われた場合において、被害者と調整のうえ関係機関への通報等を行います。 	救急課

(2) 被害者の情報管理の徹底

加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで、被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないよう、情報の管理に細心の注意が求められます。住民基本台帳閲覧等の制限の対象となっている被害者については、個人情報の保護を念頭に関係課と連携を図り、情報管理の徹底に努めます。配偶者暴力相談支援センター等では、相談者へ各種制度における被害者の安全を守るための配慮について情報提供を行います。

また、平時だけでなく、災害時においても被害者の安全確保が留意されるよう、関係部局との連携に努めます。

●災害時に作成される避難者名簿の公表については、被害者の居所が加害者に伝わり新たな被害が生じることがないよう配慮します。	危機管理室
●被害者の申請に基づき、被害者以外への税務証明の交付を停止することで、プライバシーを保護するとともに証明が悪用されることを防止します。	税制課 税務サービス課
●被害者の申請に基づき住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の証明書発行を制限し、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られることを防止します。	戸籍住民課 各区市民課
●被害者の申し出に基づき、被害者及び同一住所を有する者の転居先が加害者に知られないよう配慮します。 ●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。 ●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。	国民健康保険課 各区保険年金課
●被害者の申し出に基づき、国民年金原簿等に記録されている住所等を加害者に知られないよう配慮する取扱いがあることを説明し、年金事務所への手続きを案内します。	医療年金課 各区保険年金課
●被害者の申し出に基づき、被害者及び家族等の転居先等の情報が第三者に漏洩しないよう配慮します。 ●被害者の申し出に基づき、本人以外への水道料金等納付済証明及び水道使用証明の発行を制限し、情報の漏洩及び証明の悪用を防止します。	上下水道局営業課
●公職選挙法第28条の2及び第28条の3の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧について、DV及びストーカー行為等被害者については閲覧を制限し、被害者の居住地、転居先を加害者に知られることを防止します。	選挙管理委員会事務局 各区選挙管理委員会事務局
●被害者の申し出に基づき、マイナンバー制度による他市等への情報提供・照会及びマイナポータルでの閲覧を停止することで、居住市区町村や特定個人情報を加害者に知られることを防止します。	個人番号利用事務実施課

<ul style="list-style-type: none"> ●研修及び担当者会議により、被害者に対する情報の共有と関係機関による居所を含む被害者の情報管理の更なる徹底を行います。 ●『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－ DVその3 被害者の情報管理の徹底編」を活用し、被害者の子どもの安全確保を徹底します。 	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の子どもの就学先や居住地等の情報を加害者等に漏洩しないよう関係教育委員会及び就学先の学校へ連絡調整します。(再掲) 	学務課 各区企画総務課

基本方針4 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者が暴力のある生活から離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、さまざまな問題に直面します。住宅や就業機会の確保、経済基盤の確立、DVによる心身の回復のためのケアなどの支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、関係機関が相互に連携し、福祉や雇用等の各種施策を十分に活用しながら、継続的に支援することが重要です。また、被害者の中には、さまざまな悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、地域で安心して生活できるように、地域での居場所づくりや見守り支援、自助グループへの支援を行うことも必要です。

また、暴力のある環境にいた子どもも自身への支援も重要です。「堺市被害者面接調査」においても、子どもが直接暴力の対象となったり、DVを目撃したりすることによる深刻な影響が明らかになっており、それは避難後の生活においても継続していることが多くなっています。子どもの心理的ケアについて、関係機関との更なる連携が求められます。

被害者やその子どもが、高齢者、障害者、外国人・性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方などの場合、それぞれの状況に配慮し、関係機関や団体と連携することが必要です。特に、DVと関係の深い子ども虐待のほか、高齢者・障害者虐待等についても日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、ケースカンファレンスや既存のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められます。

(1) 生活基盤を整えるための支援

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費や子どもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援が必要です。生活保護や各種貸付、手当等、生活支援制度の情報提供や、手続き支援を行います。離婚や子どもの親権の確保等、法的問題を抱えているケースについては、法テラス等との連携を図るなど、自立促進に向けて、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

①経済的支援、生活支援	
●生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。	生活援護管理課 各区生活援護課
●最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、困窮状態からの脱却を図るための相談支援を行います。	
●住民票を移せない被害者について、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、国保加入を認めます。(再掲) ●被害者の申し出に基づき、「医療費のお知らせ」を国保の世帯主へ送付しないようにします。(再掲)	国民健康保険課 各区保険年金課
●堺市DV被害者等自立支援金を支給します。 ●法的な問題の解決を図るため、堺市DV専門法律相談の実施や日本司法支援センター（法テラス）等と連携します。(再掲) ●生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。 (生活保護、母子父子寡婦福祉資金貸付、健康保険、医療費助成、年金、ひとり親家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援) ●一時的な利用や当面の生活の場とする居室を提供するDV被害者等援護事業を実施します。 ●子どもや母子等を対象とした、ショートステイやトワイライトステイを実施します。	子ども家庭課 各区子育て支援課
②住まいの確保、住宅支援	
●母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。	子ども家庭課 各区子育て支援課
●一定の要件を満たした被害者について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の単身での申込みを可能とします。	住宅管理課 住宅改良課
●一定の要件を満たした被害者の世帯について、特に居住の安定を図る必要がある者と位置付け、市営住宅の福祉世帯枠への申込みを可能とします。	住宅管理課

③就労支援

●母子・父子自立支援員は、相談や、自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金）の相談及び事務手続きについて情報提供を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課 各区子育て支援課
●堺市母子家庭等就業・自立支援センターは、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等にいたるまでの一貫した就業支援サービスを行います。	
●ひとり親家庭の父・母の就業と自立を支援するため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、ハローワーク、区保健福祉総合センター、堺市母子家庭等就業・自立支援センターが一体となって、就業までのサポートを行います。	
●さかいJOBステーション女性しごとプラザやジョブシップさかいにおいて、関係機関との連携により、就労支援を行います。	雇用推進課
●就労支援を必要とする生活保護受給者及び生活困窮者に対し、「堺市キャリアサポート事業」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」の就労支援事業の利用を促し、支援対象者一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	生活援護管理課 各区生活援護課

コラム⑥ DVが子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が現れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。平成16年の児童虐待防止法の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたることが明確化されました。

(2) 子どもに関する支援

「堺市被害者面接調査」において、DVの目撃や避難後の生活環境の変化による子どもへの影響を心配する声が多く、子どもの心のケアや就学・保育等の生活支援について、関係機関のさらなる連携により支援を行います。

また、ひとり親となった被害者や子どもに、親の経済的困窮により、将来にわたって貧困が連鎖しないよう、きめ細かな教育や就労の支援を行います。

①子育て・育児支援	
●乳幼児健診の実施を通して、出産・育児に課題を抱えた家庭の把握に努めます。	子ども育成課 各区子育て支援課 各区保健センター
●育児に課題を抱える家庭に、子育てアドバイザーやヘルパーの派遣、育児相談等の支援を行います。	子ども家庭課
●対応が困難なケースは、関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行うなどし、協力して対応します。	子ども家庭課 各区子育て支援課 子ども相談所
●ユースサポートセンターで、ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども、若者及びその保護者・関係者からの相談に応じています。	教育センター
●DVは子ども虐待と密接に関係しているため、子ども相談所及び各区の家庭児童相談室と相互に連携して支援します。(再掲)	生徒指導課 保健給食課
●子どもや保護者がいつでも電話できるよう、子ども電話教育相談「こころホーン」(24時間)を実施します。 ●子どもや保護者が相談しやすい環境づくりに努め、小・中学生の性格や行動、発達に関する問題について電話相談、面接相談を行います。 ●教育相談において虐待やDVが背景にある場合、関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。	生徒指導課 保健給食課
②保育・教育・学習支援	
●学校教育活動全体を通じて、性や健康課題について、教科学習を中心 に発達段階に応じた性に関する指導を行い、保健センター等関係機関と連携を図り推進します。(再掲)	生徒指導課 保健給食課
●ひとり親家庭の親または子の学び直しの支援を推進することにより、安定した就業につなげることを目的に、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を給付金として支給します。	子ども家庭課
●就労中、就労可能なひとり親家庭の児童について、認定こども園などの優先的な利用に配慮します。	幼保推進課 各区子育て支援課
●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートDV又はDV防止教育等に関する教職員研修を実施します。(再掲)	生徒指導課 教育センター

<ul style="list-style-type: none"> ●自尊感情の向上、自ら危機的状況を切り抜けるための知識や方法の習得を目的とした学習プログラムを実施します。(再掲) ●臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、子どもの不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実に努めます。 ●学校だけでは解決が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、デートDV又はDVなどの課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能に加えて、教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもの置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行い、課題の解決を図ります。 ●「『学校園における危機管理』－具体的な事例に学ぶ－DVその4 子どもへの支援編」を活用し、幼児、児童生徒が自分も相手も大切にする意識や態度を身につけられるよう発達段階に応じた人権教育を充実させます。 	生徒指導課
<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の子どもという特別事情により居住の実態があれば住民登録がなくても就学に配慮します。 	学務課 各区企画総務課
<ul style="list-style-type: none"> ●経済的な理由で就学困難な公立小・中学校の児童生徒のいる家庭に対し、学用品費等の就学援助金を支給します。また、経済的理由により修学が困難な高校1年生等に対して、奨学金を給付します。 	学務課
<ul style="list-style-type: none"> ●放課後や長期休業中などを活用し、小学生(3年生以上)および中学生の希望者を対象として無料で学習支援を行い、一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図ります。 	学校指導課
③居場所づくり、他の支援	
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場であり、居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行います。 	生活援護管理課 各区生活援護課
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども食堂の実施団体や支援機関等によるネットワークを構築し、情報提供並びに実施ノウハウの提供、従事者向け研修、食材の寄付やボランティアの仲介などを実施するとともに、子ども食堂の開設に要する経費を補助することで子ども食堂の開設や運営を支援します。 	子ども企画課
<ul style="list-style-type: none"> ●母子生活支援施設の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。(再掲) 	子ども家庭課 各区子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●堺市内から市外に、また市外から堺市内に住民登録を残したまま避難している被害者に同伴する子どもに対し、予防接種を受けやすい環境を整え、感染症の罹患及びまん延を防止します。 	感染症対策課

(3) 高齢者・障害者・外国人・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方などへの支援

高齢者、障害者、外国人、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方などに対する正しい知識を持ち、関係機関と連携して、それぞれの被害者の状況に配慮した適切な情報提供や相談支援を行います。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより、社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分かりにくい状況にあることから、多言語による情報提供や、通訳支援の充実に努めます。

<ul style="list-style-type: none">● 地域包括支援センター等と連携し、老人福祉法による制度などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。（再掲）● 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、被害者に対する適切なアセスメントとケアマネジメントのもと、地域包括支援センター等の関係機関が連携して一時保護等を行うなど、被害者支援を進めます。（再掲）	地域包括ケア推進課 各区地域福祉課
<ul style="list-style-type: none">● 障害者基幹相談支援センター等と連携し、障害者総合支援法などの活用を含めて被害者に対する適切な相談や支援に努めるとともに、関係機関に対し研修等を通じてDVについて周知を図ります。（再掲）● 障害者虐待防止法に基づき、虐待の通報があった場合、関係機関等と連携して一時保護等を行うなど、障害のある被害者の支援を進めます。（再掲）	障害施策推進課 各区地域福祉課 各区保健センター
<ul style="list-style-type: none">● 大阪府女性相談センターや民間支援団体と協力し、通訳支援の充実に努めます。（再掲）● 多言語によるDVに関する情報提供に努めます。また、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。	子ども家庭課 各区子育て支援課
● 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を含めた人権相談を実施します。（再掲）	人権推進課

(4) 被害者の心のサポート

被害者は暴力により、身体的な影響を受けるにとどまらず、P T S D（心的外傷後ストレス障害）に陥るなど、心理的にも大きな影響を受けます。またD Vは被害者だけではなく、その子ども・親族に対しても大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となつても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期に渡ります。そのため、相談やカウンセリングについての情報提供を行うとともに、精神保健福祉士や心理士等の専門職による心の相談を実施します。

また、被害者の心身の回復には、被害者同士が体験や感情、悩みを共有し、情報を交換しあうことが有効とされていることから、自助グループ等継続的なサポートを実施します。

●女性の悩みの相談を実施します。（再掲） ●男性の悩みの相談を実施します。（再掲）	男女共同参画推進課
●被害者同士が自らの悩みや体験を語り合い、被害からの回復を図るために「D V被害者サポートグループ」を実施します。	
●いのちの相談支援事業（自殺未遂者の相談支援）において、相談者の背景に虐待やD Vの問題がある場合、関係機関との連携を図り、情報交換や連絡調整を行います。 ●相談機関研修の開催、相談機関一覧（悩み相談）配布等自殺対策を推進するために各種相談機関の連携を図ります。	精神保健課
●各区精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施します。（再掲） ●定例精神保健福祉相談を実施し、嘱託の精神科医師と保健センターのスタッフで相談に応じます。	精神保健課 各区保健センター
●「こころの電話相談」を設置し、こころの悩みに関して心理士や精神保健福祉士が相談を受けます。（再掲） ●精神保健福祉に関する専門相談として、ひきこもり、薬物依存症、自死遺族への相談支援や、性暴力被害者への心理カウンセリングなどを行います。	こころの健康センター
●被害者の心のケアのため、相談やカウンセリングを受けられる機関についての情報提供を行います。	子ども家庭課 各区子育て支援課

基本方針5 推進体制の充実

DVを防止し、被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかる関係部局との連携強化のみならず、国及び大阪府、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取り組み、継続した支援を推進することが必要です。

また、DVについての理解を深めるさまざまな研修を通じて、被害者への更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう職務関係者等の人材育成や資質向上を図るとともに、相談や支援に関わる中で、支援者自身がストレスを感じ、心の問題を抱えてしまうことがないよう、支援者の精神的負担をケアできる体制も重要です。

なお、国の第4次男女共同参画基本計画においては、引き続き加害者更生プログラムのあり方について検討するとされていることから、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握が必要です。

また、UN Womenなどの国際機関と連携を図り、DV防止に関する国際的な動向の把握も大切です。

コラム⑦ 加害者のタイプ

暴力を振るう加害者については、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われます。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。

(1) 人材育成研修

被害者が安心して支援を受けるにためには、支援者等が被害者にはさまざまな状況があることを認識したうえで、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要です。

D Vについて理解を深め、支援者による二次的被害を防ぐため、市職員、教職員、その他関係機関を対象としたD VおよびデートD Vに関する研修を実施します。その際には、D V被害者が心身にどれほどの影響を受けるかを十分に理解できるよう、内容の充実を図ります。また、支援者自身の二次受傷やバーンアウト（燃え尽き症候群）を防止するため、専門家等による研修を実施します。

●性暴力の実態や性暴力が起こる要因・背景等の正しい知識と理解を深め、被害者に二次被害を与えないよう寄り添う人材を養成する講座を実施します。	男女共同参画推進課
●民生委員児童委員や人権擁護委員等、被害者に接する機会の多い福祉関係者等に対し、D Vについての理解を深めるための研修の実施やリーフレットの配布等情報提供を行います。（再掲）	
●D V被害者支援現場からの報告や講演などのD Vに関する府内職員研修を実施します。（再掲）	男女共同参画推進課 子ども家庭課
●D Vの特性、被害者の心のケア、相談手法等について女性相談員等の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、専門家等による研修を実施します。	子ども家庭課 各区子育て支援課
●各種研修会、全国会議への参加に努めます。	
●男女共同参画社会の実現に向け、セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ・暴力防止、デートD V又はD V防止教育等に関する教職員研修を実施します。（再掲）	生徒指導課 教育センター

(2) 関係機関、団体等との連携機能の充実

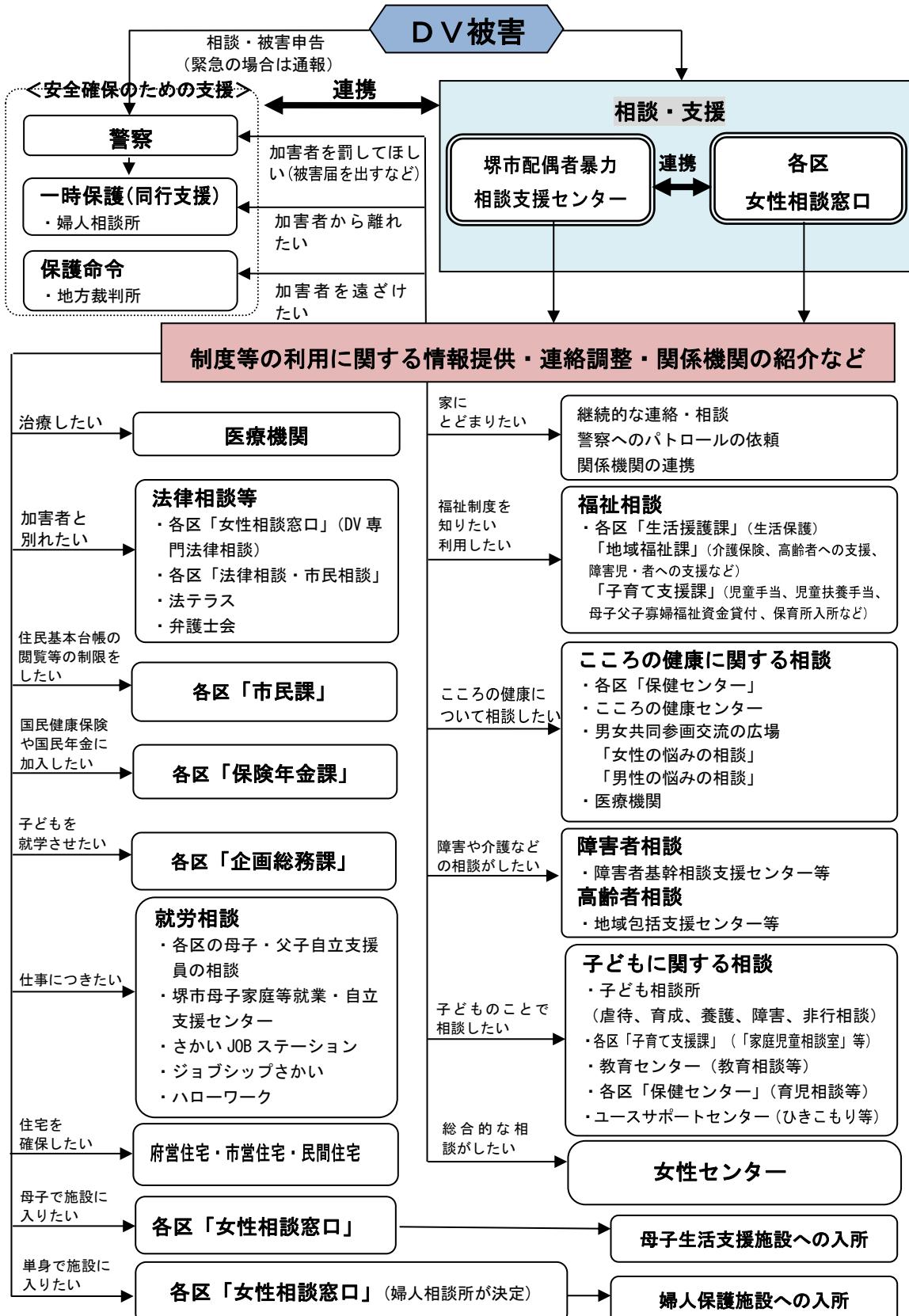
D Vの防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲において、関係機関、団体も多岐にわたります。

支援の中核的な機関である配偶者暴力相談支援センター及び各区女性相談窓口をはじめ、警察、裁判所、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などの情報交換、連携の充実を図ります。

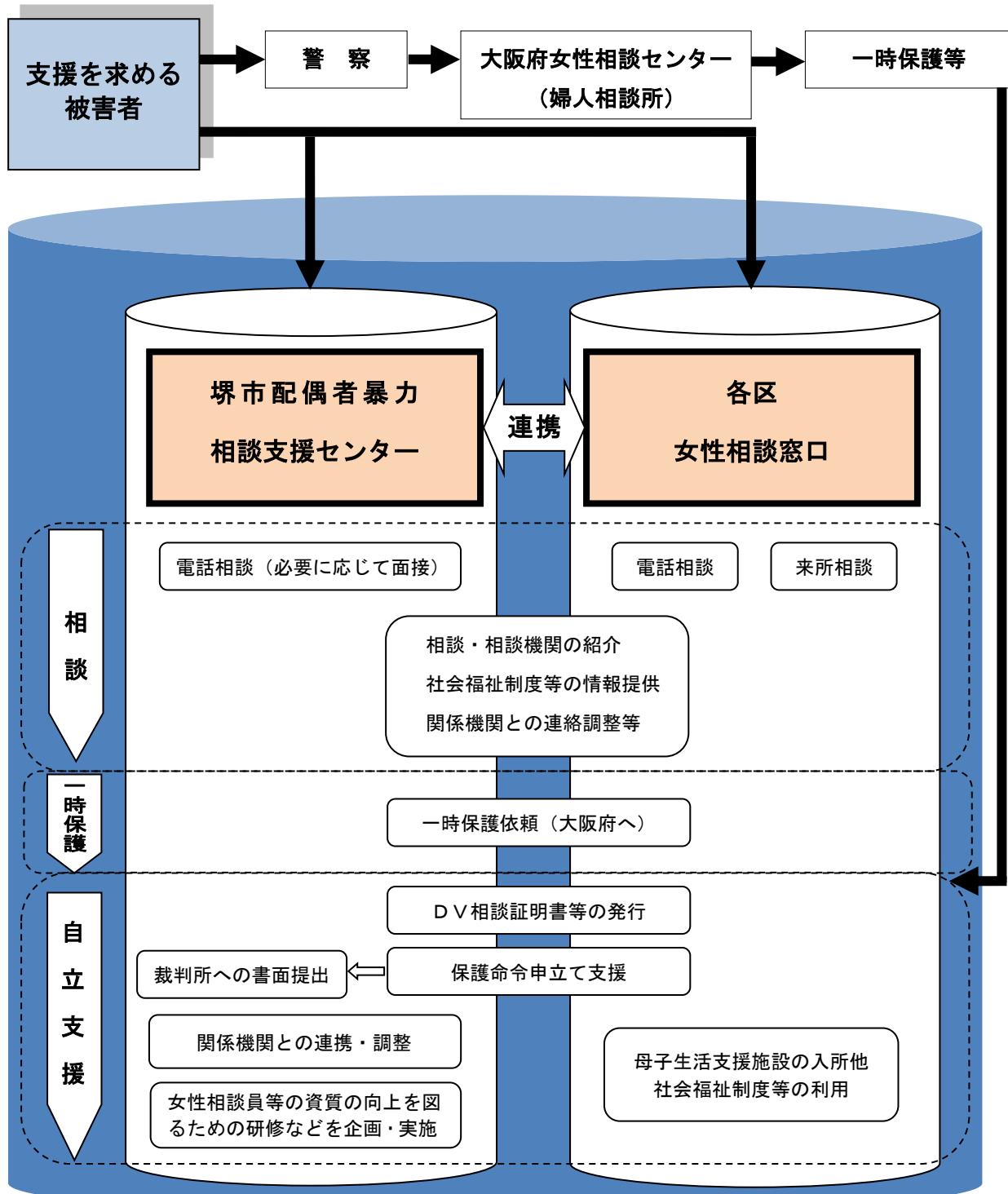
また、「女性と女児に対する暴力の根絶」、「女性の経済的エンパワーメント」等を優先課題として取り組んでいるUN W o m e nなどと連携しながら、国際的な協調のもと、施策に取り組みます。

<ul style="list-style-type: none">●UN W o m e nなどと連携し、「国際女性デー」や「堺セーフシティ・プログラム」等の周知・啓発のためのパネル展示等を実施します。●国における加害者更生に係る調査研究を把握するとともに、その動向等を注視しつつ、情報収集に努めるなど適切に対応していきます。	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none">●「堺市D V対策連絡会議」を開催し、警察、大阪府の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などD Vに関わる機関、府内関係課との情報交換・連携を図ります。●大阪府女性相談センターとの連絡会を開催し、情報交換・連携を図ります。●地方裁判所との連絡会の開催や関係機関会議への参加により、情報交換・連携を図ります。	子ども家庭課 各区子育て支援課

3 堺市被害者支援フローチャート



4 堺市配偶者暴力相談支援センター等の機能



5 数値目標

本計画を推進し、その達成度を把握・評価するため、数値目標を設定します。

＜目標＞		
項目	直近値★ (平成 28 年度)	目標 (平成 34 年度)
夫婦間における 「何を言っても長期間無視し続ける」 「交友関係や行き先、電話・メール などを細かく監視する」 を暴力として認識する市民の割合	「何を言っても長期間無視し続ける」 59.7% 「交友関係や行き先、電話・メール などを細かく監視する」 60.9%	100%に近づける
結婚していない交際中の男女間等 で行われる暴力行為である 「デートDV」という言葉の存在を 知っている市民の割合	42.2%	100%に近づける
DV被害経験者が 「どこ（だれ）にも相談しなかった」 とする市民の割合	34.2%	半減させる
「堺市配偶者暴力相談支援センター」 の周知度	22.4%	70%以上

☆ 「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査報告書」(平成 28 年度) より

参考資料

- 堺市男女平等推進審議会審議経過 ····· P. 64
- 堺市男女平等推進審議会委員名簿 ····· P. 65
- パブリックコメントの結果について ····· 未
- 用語解説 ······················· P. 67
- 条例・規則・法律・方針 ····················· P. 73

堺市男女平等推進審議会審議経過

年月日	審議会	主な内容
2016年（平成28年） 10月24日	第33回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 諮問「新たなDV防止基本計画策定に関する基本的な考え方について」 ‣ 「堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(DV防止基本計画)」平成27年度事業実施(進捗)状況報告(案)について ‣ 「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」について
2017年（平成29年） 2月17日	第34回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」結果速報について
2017年（平成29年） 4月26日	第35回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 「(仮称) 第2期 堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定に関する基本的な考え方について(答申)(案)について
2017年（平成29年） 5月23日	市長に答申	
2017年（平成29年） 8月2日	第36回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 「(仮称) 第2期 堺市 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(案)について
2017年（平成29年） 12月13日～ 2018年（平成30年） 1月12日(予定)	パブリックコメント実施	
2018年（平成30年） 2月(予定)	第37回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(案)に係るパブリックコメント実施結果報告について
2018年（平成30年） 3月		<ul style="list-style-type: none"> ‣ 「第2次 堺市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定

堺市男女平等推進審議会委員名簿

審議会	氏 名	職 名 等
委員	伊田 久美子	公立大学法人大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授 女性学研究センター主任
委員	岡 部 咲	市民
委員	金丸 尚弘	堺市人権教育推進協議会 会長
委員	篠田 厚志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長
委員	杉本 志津佳	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 カウンセラー
委員	只友 景士	龍谷大学 政策学部 教授
会長	段林 和江	弁護士
委員	豊岡 耕作	連合大阪 堀地区協議会 副議長
委員	西川 知亭	関西大学 人間健康学部 准教授
委員	松田 聰子	桃山学院大学 法学部 教授
委員	山口 典子	堺市女性団体協議会 委員長

(2018年〔平成30年〕1月1日現在 50音順・敬称略)

計画策定途中で退任された委員

(任期: ~2017年(平成29年)9月27日)

審議会	氏 名	職 名 等
委員	川井 勇二	連合大阪 堀地区協議会 議長代行

(敬称略)

パブリックコメントの結果について

未

用語解説

あ行	解 説
一時保護	被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、「配偶者暴力防止法」第3条第3項及び第4項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。大阪府では、「配偶者暴力防止法」に基づく一時保護は、女性相談センターが行っている。
SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	人ととのつながりをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。
大阪府女性相談センター	売春防止法第34条に基づき設置される婦人相談所。「配偶者暴力防止法」による配偶者暴力相談支援センターに位置づけられており、府の配偶者暴力相談支援センターの中核機関である。女性の保護と自立支援を図るため、電話や来所による相談を行うとともに、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等を行っている。また、配偶者からの暴力の被害者の一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっている。

か行	解 説
家庭児童相談室	児童の養育や発達に関することなど家庭における児童の問題に対して相談、指導、援助を幅広く行う機関。地域に密着した援助機関として、福祉事務所や児童福祉を担当している課に設置されている。
高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた法律。2006年(平成18年)4月1日施行。

か行（続き）	解 説
国際女性デー	国連は3月8日を「国際女性デー」と定め、女性たちが平等、安全、開発、組織への参加のための努力により、どこまで可能性を広げてきたかを確認すると同時に、今後のさらなる前進に向けて話し合う場として設けられた記念日としている。
固定的（な）性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
子ども相談所	堺市の児童相談所。児童福祉法に基づき設置される機関で、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・診断・判定を行い、それに基づいて指導・措置等の援助を行う。都道府県及び政令指定都市に設置義務がある。

さ行	解 説
堺市DV対策連絡会議	DVに関する問題について、関係機関が相互に連携し情報共有等を行うため、堺市が設置している会議。関係各課をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体などで構成している。
ジェンダー	生まれついての生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会通念や慣習の中で、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
ジェンダー平等	性差別や暴力、性別による固定的な役割分担等の要因となっているジェンダーを見直し、すべての人が性別にかかわりなく個人としてその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に参画し、責任を担い、平等に利益を受けることができる状態をいう。
女性（女子）差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	1979年（昭和54年）に国連の第34回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、1985年（昭和60年）に批准。
児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律)	児童に対する虐待の禁止、予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等を定めた法律。2000年（平成12年）11月施行。

さ行（続き）	解説
障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	障害者に対する虐待の禁止、国・地方自治体・国民の責務を定め、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を行うことを定めている。2012年（平成24年）10月1日施行。
スクール カウンセラー	学校で児童生徒・保護者・教職員の相談に応じる臨床心理士などの専門家。
スクールソーシャル ワーカー	教育分野に加え福祉分野の視点から児童生徒がおかれた環境に働きかけ児童生徒が抱える課題の解決に向けて学校、家庭、関係機関との役割分担を調整する役割を担う専門家。
ストーカー (ストーカー行為)	特定の人に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかつたことに対する怨みの感情を充足する目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまといや待ち伏せ、拒まれたにも関わらず、連続して電話をかけたり電子メールの送信を行う人、またはその行為のこと。
ストーカー規制法 (ストーカー行為等の規制等に関する法律)	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。2000年（平成12年）5月施行。
性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)	性自認（自分の性をどうとらえるか）や性的指向に関しての少数者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などの総称。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害や性別違和の人）、生物学的・解剖学的に男女に非典型的な特徴を有する人などのこと。
セクシュアル・ ハラスメント (セクハラ)	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることをいう。

た行	解 説
第 4 次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、2015 年（平成 27 年）12 月 25 日閣議決定された。第 1 次計画（2000 年〔平成 12 年〕）、第 2 次計画（2005 年〔平成 17 年〕）、第 3 次計画（2010 年〔平成 22 年〕）に続く第 4 次の計画。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会 基本法	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、1999 年（平成 11 年）に公布・施行された。21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。 男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策などの立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の 5 つの基本理念をうたっている。
DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。直訳すると「家庭内の暴力」となるが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。
デート DV	交際相手からの DV（ドメスティック・バイオレンス）のこと。

な行	解 説
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者が経験した深刻な被害経験や状況等について聴いているうちに、自らも被害者と同様の心理状態に陥ること。
二次的被害	心身ともに傷ついた被害者が、関係機関や周囲の人々の不適切な言動によってさらに傷つけられること。

は行	解説
配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法第3条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保や一時保護、自立生活の促進のための情報提供や援助、保護命令制度の利用についての情報提供や援助を行う機関。
配偶者暴力防止法(DV防止法)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 この法律に規定する「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）、並びに生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手（当該関係にあった者から引き続き暴力を受ける場合）が含まれるが、生活の本拠を共にしない交際相手は含まれない。
バーンアウト	支援者が熱心に支援活動を行ううちに、力を消耗しきってしまい、支援活動への意欲を失ったり、支援ができなくなってしまうこと。
PTSD (心的外傷後ストレス障害)	強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖を感じ、不安や緊張、めまいや頭痛、眠れないといった症状が続く。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因になるといわれる。
婦人相談所	売春防止法第34条に基づき設置される施設。もともとは売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、現在は婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じるとともに、「配偶者暴力防止法」により、配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられている。
法テラス (日本司法支援センター)	総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成18年4月に設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施する。

は行(続き)	解 説
保護命令	<p>配偶者暴力防止法第 10 条により、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して発する命令。</p> <p>保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。保護命令に違反した者には、罰則として、1 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金が科せられる。</p>
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条に基づき設置される施設。配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設。

ま行	解 説
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。行政機関が保有する自分の情報の確認や行政機関の間で自分の情報がやりとりされた履歴を確認することができる。また、行政手続きがオンライン（電子申請）でできたり、行政からのお知らせが自動的に届くなどのサービスが始まる予定となっている。
マイナンバー	日本に住民票を有するすべての人がもつ 12 桁の番号のこと。社会保障、税、災害対策の分野で、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するために利用される。
面前 DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者などに対し暴力をふるうもの。

ら行	解 説
老人福祉法	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする法律。1963 年（昭和 38 年）に制定された。市町村が実施する高齢者施策の実施や、介護保険では提供できない場合の福祉措置、老人福祉施設の定義等を規定している。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

制 定 平成 14 年 3 月 28 日条例第 8 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第13条）

第3章 推進体制等（第14条—第17条）

第4章 雜則（第18条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会　すべての人が、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置　社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者　本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利で

あるとを問わず事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に對して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。
- (4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと関連する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条第1項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(審議会等の委員の構成)

第13条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第14条 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むもの

とする。

- 3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。
- 4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女平等推進審議会)

- 第15条** 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - 3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の10分の4未満とならないよう委員を選出しなければならない。
 - 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(苦情等の処理)

- 第16条** 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第2項に定める堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。
 - 3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(相談の申出)

- 第17条** 市民等は、第8条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。
 - 3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第4章 雜則

(委任)

- 第18条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定は、規則で定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則

制 定 平成 14 年 9 月 13 日規則第 72 号

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 条例第 15 条第 1 項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会（部会を含む。次条及び第 8 条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(審議会の運営)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(相談委員)

第9条 条例第17条第2項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

2 相談委員の任期は、2年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪ないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

第10条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第16条第1項の規定による申出について市長に意見を述べること。

(2) 条例第17条第1項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他相談委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(申出の方式)

第11条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第1号）により行わなければならない。ただし、市長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭でできることがある。

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第12条 市長又は相談委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

第13条の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 相談委員は、条例第17条第1項の規定により人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日から起算して1年を経過した日以後になされたときは、当該申出に係る調査はしないものとする。ただし、相談委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長又は相談委員は、前2項の規定により申出に係る調査をしないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書（様式第2号（甲）（乙））により通知するものとする。

（資料の提出等）

第13条 相談委員は、条例第17条第4項の規定により関係者に対し資料の提出又は説明を求めるときは、協力依頼書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

（調査結果等の通知等）

第14条 市長又は相談委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第4号（甲）（乙））により通知するものとする。この場合において、条例第17条第4項の規定により助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

（助言、是正の要望等）

第15条 相談委員は、条例第17条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、速やかに助言書（様式第5号）を交付するものとする。

- 2 条例第17条第4項の是正の要望等は、是正要望通知書（様式第6号）により行うものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第16条 相談委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 梯則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次

に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命

令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十二条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものと含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配

配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号
※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

（1）基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが

必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を探ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障される

よう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立ての裁判所や申立て書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立て書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすること

が望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上ででの対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指

導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者的心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためにには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。